

協議項目	17	使用料、手数料等の取扱いに関すること	関係項目																																																																																																																																																																																																																																																						
調整方針	1 使用料については、原則として現行のとおりとする。なお、同一又は類似する施設の使用料については、新市において、段階的に調整するものとする。 2 手数料については、6市町村で差異のないものは、現行のとおりとし、差異のあるものは、新市における速やかな一体性の確保と、負担公平の原則に基づき、適正な負担額を決定し、合併時に統一するものとする。																																																																																																																																																																																																																																																								
現況			調整理由・課題																																																																																																																																																																																																																																																						
1. 使用料の現況 【公共ホール等使用料】			【調整理由】 ・同一又は類似する施設の使用料は、合併時に統一することが望ましいが、使用料は、施設設備の内容、建設に至った経過や建設年度などにより定められていることから、段階的に調整するものとする。 ・手数料は、行政サービスに対する対価であるので、負担公平の原則に基づき合併時に統一するものとする。 【課題】 ・同一又は類似する施設の使用料の統一にあたっては、これまでの料金改定の経過等を踏まえ、段階的な調整を行うなど、住民負担に配慮した調整が必要となる。																																																																																																																																																																																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">渋川市</th> <th colspan="4">伊香保町</th> <th colspan="4">小野上村</th> </tr> <tr> <th colspan="4">市民会館 (単位:円)</th> <th colspan="4">伊香保町観光会館 (単位:円)</th> <th colspan="4"></th> </tr> <tr> <th colspan="2">使用箇所</th> <th colspan="2">使用料</th> <th colspan="2">使用区分</th> <th colspan="2">使用時間</th> <th colspan="2">1時間</th> <th colspan="2">午前9時~午後5時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">大ホール</td> <td>土日祝</td> <td>入場料1千円以下</td> <td>16,800</td> <td>26,400</td> <td>36,000</td> <td rowspan="6">A</td> <td rowspan="6">舞台、固定席、移動席</td> <td rowspan="6">4,400</td> <td rowspan="6">27,500</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>" 2千円以下</td> <td>37,200</td> <td>57,600</td> <td>74,400</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>" 2001円以上</td> <td>57,600</td> <td>86,400</td> <td>115,200</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平日</td> <td>入場料1千円以下</td> <td>13,200</td> <td>20,400</td> <td>27,600</td> <td rowspan="3">B</td> <td rowspan="3">固定席、移動席</td> <td rowspan="3">3,800</td> <td rowspan="3">25,300</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>" 2千円以下</td> <td>28,800</td> <td>43,200</td> <td>57,600</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>" 2001円以上</td> <td>43,200</td> <td>64,800</td> <td>86,400</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">舞台のみ</td> <td>土日祝</td> <td>練習</td> <td>5,400</td> <td>8,400</td> <td>10,800</td> <td rowspan="6">C</td> <td rowspan="6">固定席</td> <td rowspan="6">3,600</td> <td rowspan="6">24,200</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平日</td> <td>準備</td> <td>" 1千円以下</td> <td>5,400</td> <td>8,400</td> <td>10,800</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>準備</td> <td>" 1001円以上</td> <td>13,200</td> <td>20,400</td> <td>27,600</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">楽屋等</td> <td>練習</td> <td>4,200</td> <td>6,600</td> <td>9,000</td> <td rowspan="4">D</td> <td rowspan="4">舞台</td> <td rowspan="4">1,100</td> <td rowspan="4">7,100</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>準備</td> <td>" 1千円以下</td> <td>4,200</td> <td>6,600</td> <td>9,000</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>準備</td> <td>" 1001円以上</td> <td>9,600</td> <td>14,400</td> <td>19,200</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>主催者事務室</td> <td>400</td> <td>700</td> <td>900</td> <td rowspan="5">E</td> <td rowspan="5">三階会議室</td> <td rowspan="5">500</td> <td rowspan="5">3,800</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>楽屋 A</td> <td>500</td> <td>700</td> <td>1,000</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>楽屋 B</td> <td>500</td> <td>700</td> <td>1,000</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>楽屋 C</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>1,200</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>楽屋 D</td> <td>700</td> <td>1,000</td> <td>1,300</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>楽屋 E</td> <td>700</td> <td>1,200</td> <td>1,400</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>リハーサル室</td> <td>1,100</td> <td>1,600</td> <td>2,200</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>浴</td> <td>1,400</td> <td>1,400</td> <td>1,400</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>小ホール</td> <td>5,400</td> <td>8,400</td> <td>10,800</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">楽屋</td> <td>楽屋 F</td> <td>400</td> <td>600</td> <td>800</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>楽屋 G</td> <td>250</td> <td>400</td> <td>500</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">会議室</td> <td>第1会議室</td> <td>1,300</td> <td>1,800</td> <td>2,200</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>第2会議室</td> <td>1,300</td> <td>1,800</td> <td>2,200</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>第3会議室</td> <td>1,300</td> <td>1,800</td> <td>2,200</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>第4会議室</td> <td>1,300</td> <td>1,800</td> <td>2,200</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>第5会議室</td> <td>600</td> <td>700</td> <td>1,000</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>茶室</td> <td>1,100</td> <td>1,400</td> <td>1,900</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <p>無料は入場料1,000円以下に含む 午前とは、8:30~12:00まで 午後とは、13:00~17:00まで 夜間とは、18:00~22:00まで</p>				渋川市				伊香保町				小野上村				市民会館 (単位:円)				伊香保町観光会館 (単位:円)								使用箇所		使用料		使用区分		使用時間		1時間		午前9時~午後5時		大ホール	土日祝	入場料1千円以下	16,800	26,400	36,000	A	舞台、固定席、移動席	4,400	27,500				" 2千円以下	37,200	57,600	74,400				" 2001円以上	57,600	86,400	115,200			平日	入場料1千円以下	13,200	20,400	27,600	B	固定席、移動席	3,800	25,300			" 2千円以下	28,800	43,200	57,600			" 2001円以上	43,200	64,800	86,400			舞台のみ	土日祝	練習	5,400	8,400	10,800	C	固定席	3,600	24,200			平日	準備	" 1千円以下	5,400	8,400	10,800			準備	" 1001円以上	13,200	20,400	27,600			楽屋等	練習	4,200	6,600	9,000	D	舞台	1,100	7,100			準備	" 1千円以下	4,200	6,600	9,000			準備	" 1001円以上	9,600	14,400	19,200			主催者事務室	400	700	900	E	三階会議室	500	3,800			楽屋 A	500	700	1,000			楽屋 B	500	700	1,000			楽屋 C	600	800	1,200			楽屋 D	700	1,000	1,300			楽屋 E	700	1,200	1,400			リハーサル室	1,100	1,600	2,200			浴	1,400	1,400	1,400			小ホール	5,400	8,400	10,800			楽屋	楽屋 F	400	600	800			楽屋 G	250	400	500			会議室	第1会議室	1,300	1,800	2,200			第2会議室	1,300	1,800	2,200			第3会議室	1,300	1,800	2,200			第4会議室	1,300	1,800	2,200			第5会議室	600	700	1,000			茶室	1,100	1,400	1,900			
渋川市				伊香保町				小野上村																																																																																																																																																																																																																																																	
市民会館 (単位:円)				伊香保町観光会館 (単位:円)																																																																																																																																																																																																																																																					
使用箇所		使用料		使用区分		使用時間		1時間		午前9時~午後5時																																																																																																																																																																																																																																															
大ホール	土日祝	入場料1千円以下	16,800	26,400	36,000	A	舞台、固定席、移動席	4,400	27,500																																																																																																																																																																																																																																																
		" 2千円以下	37,200	57,600	74,400																																																																																																																																																																																																																																																				
		" 2001円以上	57,600	86,400	115,200																																																																																																																																																																																																																																																				
	平日	入場料1千円以下	13,200	20,400	27,600					B	固定席、移動席	3,800	25,300																																																																																																																																																																																																																																												
		" 2千円以下	28,800	43,200	57,600																																																																																																																																																																																																																																																				
		" 2001円以上	43,200	64,800	86,400																																																																																																																																																																																																																																																				
舞台のみ	土日祝	練習	5,400	8,400	10,800	C	固定席	3,600	24,200																																																																																																																																																																																																																																																
	平日	準備	" 1千円以下	5,400	8,400					10,800																																																																																																																																																																																																																																															
		準備	" 1001円以上	13,200	20,400					27,600																																																																																																																																																																																																																																															
	楽屋等	練習	4,200	6,600	9,000					D	舞台	1,100	7,100																																																																																																																																																																																																																																												
		準備	" 1千円以下	4,200	6,600									9,000																																																																																																																																																																																																																																											
		準備	" 1001円以上	9,600	14,400									19,200																																																																																																																																																																																																																																											
主催者事務室		400	700	900	E	三階会議室	500	3,800																																																																																																																																																																																																																																																	
楽屋 A	500	700	1,000																																																																																																																																																																																																																																																						
楽屋 B	500	700	1,000																																																																																																																																																																																																																																																						
楽屋 C	600	800	1,200																																																																																																																																																																																																																																																						
楽屋 D	700	1,000	1,300																																																																																																																																																																																																																																																						
楽屋 E	700	1,200	1,400																																																																																																																																																																																																																																																						
リハーサル室	1,100	1,600	2,200																																																																																																																																																																																																																																																						
浴	1,400	1,400	1,400																																																																																																																																																																																																																																																						
小ホール	5,400	8,400	10,800																																																																																																																																																																																																																																																						
楽屋	楽屋 F	400	600	800																																																																																																																																																																																																																																																					
	楽屋 G	250	400	500																																																																																																																																																																																																																																																					
会議室	第1会議室	1,300	1,800	2,200																																																																																																																																																																																																																																																					
	第2会議室	1,300	1,800	2,200																																																																																																																																																																																																																																																					
	第3会議室	1,300	1,800	2,200																																																																																																																																																																																																																																																					
	第4会議室	1,300	1,800	2,200																																																																																																																																																																																																																																																					
	第5会議室	600	700	1,000																																																																																																																																																																																																																																																					
茶室	1,100	1,400	1,900																																																																																																																																																																																																																																																						
子持村			赤城村	北橋村																																																																																																																																																																																																																																																					

協議項目	17 使用料、手数料等の取扱いに関すること	関係項目																																																							
現 況			調整理由・課題																																																						
【福祉関係施設等使用料】																																																									
<p style="text-align: center;">渋川市</p> <p>保健福祉センター(4階大会議室) (単位:円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">午前 (8:30~12:00)</td> <td style="text-align: center;">午後 (13:00~17:00)</td> <td style="text-align: center;">夜間 (18:00~22:00)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4,000</td> <td style="text-align: center;">6,000</td> <td style="text-align: center;">8,000</td> </tr> </table> <p>市外の者が使用する場合は、規定使用料の2倍の額。 会議室等を販売等又は入場料その他の料金を徴収して使用する場合は、 ・本市住民が使用する場合は、規定使用料の2倍の額 ・市外の者が使用する場合は、規定使用料の3倍の額</p> <p>老人福祉センター</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>市内</th> <th>市外</th> </tr> <tr> <td>老人</td> <td style="text-align: center;">無料</td> <td style="text-align: center;">広域圏内 200円 広域圏外 300円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td style="text-align: center;">200</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">300</td> </tr> <tr> <td>小・中学生</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> <tr> <td>乳児、幼児</td> <td style="text-align: center;">無料</td> </tr> <tr> <td>団体</td> <td style="text-align: center;">1人 150</td> <td></td> </tr> </table> <p>・老人とは、60歳以上の者をいう。 ・乳児、幼児とは、義務教育就学前の者をいう。 ・団体とは、10人以上のものをいう。</p>	午前 (8:30~12:00)	午後 (13:00~17:00)	夜間 (18:00~22:00)	4,000	6,000	8,000	区分	使用料		市内	市外	老人	無料	広域圏内 200円 広域圏外 300円	一般	200	300	小・中学生	100	乳児、幼児	無料	団体	1人 150		<p style="text-align: center;">伊香保町</p> <p>保健福祉センター 無料</p> <p>老人憩いの家 (単位:円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>区分</th> <th>使用室数</th> <th>1室</th> <th>2室</th> <th>3室</th> <th>全館</th> </tr> <tr> <td>町内公的団体の使用</td> <td></td> <td style="text-align: center;">200</td> <td style="text-align: center;">300</td> <td style="text-align: center;">400</td> <td style="text-align: center;">500</td> </tr> <tr> <td>町内一般使用者</td> <td></td> <td style="text-align: center;">400</td> <td style="text-align: center;">600</td> <td style="text-align: center;">800</td> <td style="text-align: center;">1,000</td> </tr> <tr> <td>町外者の使用</td> <td></td> <td style="text-align: center;">800</td> <td style="text-align: center;">1,100</td> <td style="text-align: center;">1,300</td> <td style="text-align: center;">1,600</td> </tr> </table> <p>午前、午後、又は午後、夜間を通じての使用は倍額とする。 1日使用の場合は3倍の額とする。 ・午前とは、8:30~12:00まで ・午後とは、13:00~17:00まで ・夜間とは、18:00~21:00まで</p>	区分	使用室数	1室	2室	3室	全館	町内公的団体の使用		200	300	400	500	町内一般使用者		400	600	800	1,000	町外者の使用		800	1,100	1,300	1,600	<p style="text-align: center;">小野上村</p> <p>保健センター 無料</p> <p>地域福祉センター</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> <tr> <td>・村内に居住する70歳以上の者及び身体障害者並びに小学校就学児童以下の者</td> <td style="text-align: center;">無料</td> </tr> <tr> <td>・村内に居住する上記以外の者</td> <td style="text-align: center;">1回200円</td> </tr> </table>	区分	使用料	・村内に居住する70歳以上の者及び身体障害者並びに小学校就学児童以下の者	無料	・村内に居住する上記以外の者	1回200円	
午前 (8:30~12:00)	午後 (13:00~17:00)	夜間 (18:00~22:00)																																																							
4,000	6,000	8,000																																																							
区分	使用料																																																								
	市内	市外																																																							
老人	無料	広域圏内 200円 広域圏外 300円																																																							
一般	200	300																																																							
小・中学生	100																																																								
乳児、幼児	無料																																																								
団体	1人 150																																																								
区分	使用室数	1室	2室	3室	全館																																																				
町内公的団体の使用		200	300	400	500																																																				
町内一般使用者		400	600	800	1,000																																																				
町外者の使用		800	1,100	1,300	1,600																																																				
区分	使用料																																																								
・村内に居住する70歳以上の者及び身体障害者並びに小学校就学児童以下の者	無料																																																								
・村内に居住する上記以外の者	1回200円																																																								
<p style="text-align: center;">子持村</p> <p>老人福祉センター</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> <tr> <td>村内に居住する60歳以上の者</td> <td style="text-align: center;">無料</td> </tr> <tr> <td>村内に居住する60歳未満の者</td> <td style="text-align: center;">500円</td> </tr> <tr> <td>村内居住以外の60歳以上の者</td> <td style="text-align: center;">500円</td> </tr> </table> <p>高齢者能力活用センター 無料</p> <p>福祉会館 無料</p>	区分	使用料	村内に居住する60歳以上の者	無料	村内に居住する60歳未満の者	500円	村内居住以外の60歳以上の者	500円	<p style="text-align: center;">赤城村</p> <p>福祉センター(中央公民館の欄に記載)</p>	<p style="text-align: center;">北橋村</p>																																															
区分	使用料																																																								
村内に居住する60歳以上の者	無料																																																								
村内に居住する60歳未満の者	500円																																																								
村内居住以外の60歳以上の者	500円																																																								

協議項目	17	使用料、手数料等の取扱いに関すること	関係項目																																																																																																																														
現 況				調整理由・課題																																																																																																																													
【温泉施設等使用料】																																																																																																																																	
<p>渋川市</p> <p>スカイテルメ渋川</p> <p>1 入館料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>大人</th> <th>小人</th> <th>老人及び身障者</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3時間</td> <td>500円</td> <td>300円</td> <td>300円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6時間</td> <td>800</td> <td>500</td> <td>500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>1,000</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>6時間を超える利用</td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td>120</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>1時間ごとに</td> </tr> </tbody> </table> <p>・大人とは、中学生以上の者 ・小人とは、3歳以上小学生以下の者 ・老人とは、70歳以上の市内居住者 ・身障者とは、障害者手帳を所持する者をいう。</p> <p>2 休憩室等専用利用料金(1室につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>利用料金</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個室</td> <td>3,000円</td> <td>利用開始から3時間以内</td> </tr> <tr> <td>中広間</td> <td>10,000</td> <td>半室利用は半額</td> </tr> <tr> <td>音響設備室</td> <td>1,000</td> <td>利用開始から1時間以内</td> </tr> </tbody> </table>		区分	大人	小人	老人及び身障者	摘要	3時間	500円	300円	300円		6時間	800	500	500		1日	1,000	800	800	6時間を超える利用	超過料金	120	80	80	1時間ごとに		利用料金	摘要	個室	3,000円	利用開始から3時間以内	中広間	10,000	半室利用は半額	音響設備室	1,000	利用開始から1時間以内	<p>伊香保町</p> <p>伊香保町伊香保温泉浴場(石段の湯)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1名利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>小学校中学校の児童生徒及びこれに類する学校施設の児童生徒</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>老人及び身体障害者</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>町民が規則に定める回数利用券を利用する場合</td> <td>一号該当者 300円 二号該当者 150円</td> </tr> <tr> <td>保育園幼稚園及び幼児(但し、保護者同伴の場合のみ)</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>・老人とは、65歳以上の町内居住者で町長が発行した証明書を有する者。 ・身体障害者とは、身体障害者福祉法第15条第4項の規定により、都道府県知事が発行した証明書を有する者。</p>		区分	1名利用料	大人	400円	小学校中学校の児童生徒及びこれに類する学校施設の児童生徒	200円	老人及び身体障害者	100円	町民が規則に定める回数利用券を利用する場合	一号該当者 300円 二号該当者 150円	保育園幼稚園及び幼児(但し、保護者同伴の場合のみ)	無料	<p>小野上村</p> <p>おのがみ温泉センター</p> <p>1 入館料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>大人</th> <th>小人等</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2時間</td> <td>400円</td> <td>250円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4時間</td> <td>700</td> <td>450</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6時間</td> <td>1,000</td> <td>600</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>1,500</td> <td>900</td> <td></td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td>200</td> <td>100</td> <td>1時間超えるごとに</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 個室・中広間利用料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>6時間</th> <th>12時間以上</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6畳</td> <td>3,500円</td> <td>5,500</td> <td>個室</td> </tr> <tr> <td>8畳</td> <td>4,000</td> <td>6,000</td> <td>個室</td> </tr> <tr> <td>28畳</td> <td>7,000</td> <td>11,000</td> <td>中広間</td> </tr> <tr> <td>56畳</td> <td>14,000</td> <td>22,000</td> <td>中広間</td> </tr> </tbody> </table> <p>《宿泊温泉施設》 SUNおのがみ(交流促進センター)</p> <p>1 宿泊料金(1泊2食付)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>大人</th> <th>児童</th> <th>幼児(3歳以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>7,000円</td> <td>5,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>8,000円</td> <td>5,500円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>9,000円</td> <td>6,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>素泊</td> <td>5,000円</td> <td>4,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 休憩</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>大人</th> <th>児童・幼児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2H</td> <td>1,000円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>半日</td> <td>2,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>3,000円</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 研修室使用料(1室1回) ・研修室使用料10,000円 ・サービス料 1人300円 宿泊が伴う場合 無料</p>	区分	大人	小人等	摘要	2時間	400円	250円		4時間	700	450		6時間	1,000	600		1日	1,500	900		超過料金	200	100	1時間超えるごとに		6時間	12時間以上		6畳	3,500円	5,500	個室	8畳	4,000	6,000	個室	28畳	7,000	11,000	中広間	56畳	14,000	22,000	中広間		大人	児童	幼児(3歳以上)	A	7,000円	5,000円	4,000円	B	8,000円	5,500円	4,500円	C	9,000円	6,000円	5,000円	素泊	5,000円	4,000円	3,000円		大人	児童・幼児	2H	1,000円	500円	半日	2,000円	1,000円	1日	3,000円	1,500円
区分	大人	小人	老人及び身障者	摘要																																																																																																																													
3時間	500円	300円	300円																																																																																																																														
6時間	800	500	500																																																																																																																														
1日	1,000	800	800	6時間を超える利用																																																																																																																													
超過料金	120	80	80	1時間ごとに																																																																																																																													
	利用料金	摘要																																																																																																																															
個室	3,000円	利用開始から3時間以内																																																																																																																															
中広間	10,000	半室利用は半額																																																																																																																															
音響設備室	1,000	利用開始から1時間以内																																																																																																																															
区分	1名利用料																																																																																																																																
大人	400円																																																																																																																																
小学校中学校の児童生徒及びこれに類する学校施設の児童生徒	200円																																																																																																																																
老人及び身体障害者	100円																																																																																																																																
町民が規則に定める回数利用券を利用する場合	一号該当者 300円 二号該当者 150円																																																																																																																																
保育園幼稚園及び幼児(但し、保護者同伴の場合のみ)	無料																																																																																																																																
区分	大人	小人等	摘要																																																																																																																														
2時間	400円	250円																																																																																																																															
4時間	700	450																																																																																																																															
6時間	1,000	600																																																																																																																															
1日	1,500	900																																																																																																																															
超過料金	200	100	1時間超えるごとに																																																																																																																														
	6時間	12時間以上																																																																																																																															
6畳	3,500円	5,500	個室																																																																																																																														
8畳	4,000	6,000	個室																																																																																																																														
28畳	7,000	11,000	中広間																																																																																																																														
56畳	14,000	22,000	中広間																																																																																																																														
	大人	児童	幼児(3歳以上)																																																																																																																														
A	7,000円	5,000円	4,000円																																																																																																																														
B	8,000円	5,500円	4,500円																																																																																																																														
C	9,000円	6,000円	5,000円																																																																																																																														
素泊	5,000円	4,000円	3,000円																																																																																																																														
	大人	児童・幼児																																																																																																																															
2H	1,000円	500円																																																																																																																															
半日	2,000円	1,000円																																																																																																																															
1日	3,000円	1,500円																																																																																																																															

協議項目	17	使用料、手数料等の取扱いに関すること	関係項目							
現 況				調整理由・課題						
【温泉施設等使用料】										
子持村		赤城村		北橋村						
子持村温泉センター (単位:円)		総合福祉センター (単位:円)		北橋温泉ばんどうの湯世代間交流ふれあいセンター 北橋温泉ばんどうの湯世代間交流ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例(第6条)						
区分	大人	小人老人並びに身体障害者	区分	単位	金額(円)	徴収の時期	備考	1 使用料(2時間) (単位:円)		
1時間券	250	150	温泉	3時間	大人 500 小人 300	入館の承認を受けたとき	1,大人は中学生以上とする。 2,追加料金は1時間増すごとに大人200円、小人100円を加算するものとする。 3,身体障害者が温泉を使用する場合は、小人の使用料金額とする。	区分	金額	
3時間券	400	300		6時間	大人 900 小人 500			大人	300	
6時間券	800	500	プール	3時間	大人 200 小人 100			小人(小学生)	200	
1日券	1,200	800		6時間	大人 300 小人 200			村内高齢者(65歳以上) 障害者	無料	
			温泉・プール共通	3時間	大人 600 小人 400			小学生未満	貸し切り風呂(3人まで)	500
				6時間	大人 1,000 小人 600					
				1日	大人 400 小人 300					
				1日	大人 1,600 小人 900					
										2 超過料金(1時間ごと) 大人...200円 小人(小学生)・村内高齢者(65歳以上)・障害者...100円

協議項目	17	使用料、手数料等の取扱いに関すること	関係項目																																																																																																																																																																																																																																					
現			況																																																																																																																																																																																																																																					
調整理由・課題																																																																																																																																																																																																																																								
【商工観光施設等使用料】																																																																																																																																																																																																																																								
<p>渋川市</p> <p>渋川スカイランドパーク遊園地</p> <p>1 入園料(1人につき)</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>個人</th> <th>団体</th> </tr> <tr> <td>3歳未満</td> <td>無料</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>70歳以上の市内在住者</td> <td>無料</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>3歳以上中学生まで</td> <td>500円</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>800円</td> <td>720円</td> </tr> </table> <p>2 遊戯施設(1人1回につき)</p> <table border="1"> <tr> <td>ネイブルコースター</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>アストロファイター</td> <td>500円</td> </tr> </table> <p>3 児童遊園地施設</p> <table border="1"> <tr> <td>複合児童遊園遊具</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>ふわふわドーム</td> <td>無料</td> </tr> </table> <p>4 便益施設</p> <p>勤労福祉センター (単位:円)</p> <table border="1"> <tr> <td>コインロッカー</td> <td>150円</td> </tr> </table> <p>商品展示、予約、販売等、または入場料その他の料金を徴収して使用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の人... 2倍の額 市外の人... 3倍の額 ・市外の人... 会議等で使用する場合... 上記使用料の2倍の額 <p>次の場合は「使用料減免申請書」の提出により、上記使用料の2分の1の額</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">午前</th> <th colspan="2">午後</th> <th colspan="2">夜間</th> </tr> <tr> <th>8:30~12:00</th> <th>13:00~12:00</th> <th>13:00~12:00</th> <th>18:00~22:00</th> <th>18:00~22:00</th> <th>18:00~22:00</th> </tr> <tr> <td>第1会議室</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,400</td> <td>1,400</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>第2会議室</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,400</td> <td>1,400</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>第3会議室</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,400</td> <td>1,400</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>第4会議室</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,400</td> <td>1,400</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>700</td> <td>700</td> <td>700</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td>2,400</td> <td>3,600</td> <td>3,600</td> <td>4,800</td> <td>4,800</td> <td>4,800</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>700</td> <td>700</td> <td>700</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の漏示関係団体が使用する場合 ・市内の福祉団体が福祉活動で使用する場合 ・市内の社会教育関係団体が社会教育活動で使用する場合 <p>市営駐車場</p> <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">市営並木町駐車場</td> <td>定期使用</td> <td>屋内 1月 5,000円 屋外 1月 4,000円</td> </tr> <tr> <td>定期使用</td> <td>屋内 1月 6,000円 屋外 1月 5,000円</td> </tr> <tr> <td>市営駅前駐車場</td> <td>一時使用</td> <td>1時間につき1台200円。ただし、駐車始期から30分まで無料とする。(22:00~7:00までの間は無料)</td> </tr> </table>		区分	個人	団体	3歳未満	無料	無料	70歳以上の市内在住者	無料	無料	3歳以上中学生まで	500円	450円	上記以外	800円	720円	ネイブルコースター	600円	アストロファイター	500円	複合児童遊園遊具	無料	ふわふわドーム	無料	コインロッカー	150円	区分	午前		午後		夜間		8:30~12:00	13:00~12:00	13:00~12:00	18:00~22:00	18:00~22:00	18:00~22:00	第1会議室	1,000	1,000	1,000	1,400	1,400	1,400	第2会議室	1,000	1,000	1,000	1,400	1,400	1,400	第3会議室	1,000	1,000	1,000	1,400	1,400	1,400	第4会議室	1,000	1,000	1,000	1,400	1,400	1,400	小会議室	700	700	700	1,000	1,000	1,000	大会議室	2,400	3,600	3,600	4,800	4,800	4,800	和室	700	700	700	1,000	1,000	1,000	名称	区分	使用料	市営並木町駐車場	定期使用	屋内 1月 5,000円 屋外 1月 4,000円	定期使用	屋内 1月 6,000円 屋外 1月 5,000円	市営駅前駐車場	一時使用	1時間につき1台200円。ただし、駐車始期から30分まで無料とする。(22:00~7:00までの間は無料)	<p>伊香保町</p> <p>伊香保町ビジターセンター (単位:円)</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>1時間</th> <th>9~13時</th> <th>13~17時</th> <th>17~21時</th> </tr> <tr> <td>四階会議室(大会議室)</td> <td>1,000円</td> <td>3,500円</td> <td>3,500円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>四階会議室(小会議室)</td> <td>500円</td> <td>1,750円</td> <td>1,750円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>一階研修室</td> <td>1,500円</td> <td>4,000円</td> <td>4,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </table> <p>展示室、スケート資料館 観覧入室は無料 閉館</p> <p>伊香保ロープウェイ(普通索道旅客運送)</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>片道</th> <th>往復</th> </tr> <tr> <td>大人12歳以上</td> <td>480円</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>小児6歳~12歳未満</td> <td>240円</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>幼児1歳~6歳未満</td> <td>無料</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>乳児1歳未満</td> <td>無料</td> <td>無料</td> </tr> </table> <p>伊香保温泉長峰ヘリポート着陸のための使用料</p> <table border="1"> <tr> <td>最大離陸重量が1トンの機種</td> <td>1回につき1,000円</td> </tr> <tr> <td>最大離陸重量が1トンを超え3トン以下の機種</td> <td>1回につき1,500円</td> </tr> <tr> <td>最大離陸重量が3トンを超え6トン以下の機種</td> <td>1回につき2,000円</td> </tr> <tr> <td>最大離陸重量が6トンを超える機種</td> <td>1回につき2,000円に最大離陸重量が6トンを越える部分について1トンあたり1,500円を加算した額</td> </tr> </table> <p>伊香保関所 無料開放</p> <p>町営駐車場</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">最初の2時間まで</th> <th colspan="2">1時間超過につき</th> <th colspan="2">1日(9時~17時)</th> <th rowspan="2">泊留料</th> </tr> <tr> <th>700</th> <th>300</th> <th>300</th> <th>1,800</th> <th>2,500</th> </tr> <tr> <td>バス・トラック</td> <td></td> <td>700</td> <td>300</td> <td>300</td> <td>1,800</td> <td>2,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>マイクロバス</td> <td></td> <td>500</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>1,500</td> <td>2,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通車・軽四輪</td> <td></td> <td>300</td> <td>150</td> <td>150</td> <td>700</td> <td>1,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>軽二輪</td> <td></td> <td>100</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>300</td> <td>500</td> <td></td> </tr> </table> <p>月単位使用(管理者の承諾を得た場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物産駐車場 1区画 月額4,000円 ・常磐駐車場 1区画 月額4,000円 <p>徳富蘆花記念文学館駐車場</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">最初の2時間まで</th> <th colspan="2">最初の2時間を超えた1時間につき</th> <th rowspan="2">泊留料</th> </tr> <tr> <th>無料</th> <th>無料</th> <th>無料</th> <th>300円</th> </tr> <tr> <td>二輪車</td> <td></td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>300円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通車・軽四輪</td> <td></td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>100円</td> <td>800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記以外の車両</td> <td></td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>200円</td> <td>2,000円</td> <td></td> </tr> </table>		区分	1時間	9~13時	13~17時	17~21時	四階会議室(大会議室)	1,000円	3,500円	3,500円	4,000円	四階会議室(小会議室)	500円	1,750円	1,750円	2,000円	一階研修室	1,500円	4,000円	4,000円	6,000円	区分	片道	往復	大人12歳以上	480円	800円	小児6歳~12歳未満	240円	400円	幼児1歳~6歳未満	無料	無料	乳児1歳未満	無料	無料	最大離陸重量が1トンの機種	1回につき1,000円	最大離陸重量が1トンを超え3トン以下の機種	1回につき1,500円	最大離陸重量が3トンを超え6トン以下の機種	1回につき2,000円	最大離陸重量が6トンを超える機種	1回につき2,000円に最大離陸重量が6トンを越える部分について1トンあたり1,500円を加算した額	種別	区分	最初の2時間まで		1時間超過につき		1日(9時~17時)		泊留料	700	300	300	1,800	2,500	バス・トラック		700	300	300	1,800	2,500		マイクロバス		500	200	200	1,500	2,000		普通車・軽四輪		300	150	150	700	1,000		軽二輪		100	50	50	300	500		種別	区分	最初の2時間まで		最初の2時間を超えた1時間につき		泊留料	無料	無料	無料	300円	二輪車		無料	無料	無料	300円		普通車・軽四輪		無料	無料	100円	800円		上記以外の車両		無料	無料	200円	2,000円		<p>小野上村</p> <p>小野上温泉公園遊具施設</p> <table border="1"> <tr> <th>遊具の種類</th> <th>使用料(1台当たり)</th> </tr> <tr> <td>ゴーカート(エンジン付)</td> <td>1回200円(ユ-11周)</td> </tr> <tr> <td>バッテリーカー</td> <td>1回100円(ユ-11周)</td> </tr> <tr> <td>かわり自転車</td> <td>1回 50円(ユ-11周)</td> </tr> </table>		遊具の種類	使用料(1台当たり)	ゴーカート(エンジン付)	1回200円(ユ-11周)	バッテリーカー	1回100円(ユ-11周)	かわり自転車	1回 50円(ユ-11周)
区分	個人	団体																																																																																																																																																																																																																																						
3歳未満	無料	無料																																																																																																																																																																																																																																						
70歳以上の市内在住者	無料	無料																																																																																																																																																																																																																																						
3歳以上中学生まで	500円	450円																																																																																																																																																																																																																																						
上記以外	800円	720円																																																																																																																																																																																																																																						
ネイブルコースター	600円																																																																																																																																																																																																																																							
アストロファイター	500円																																																																																																																																																																																																																																							
複合児童遊園遊具	無料																																																																																																																																																																																																																																							
ふわふわドーム	無料																																																																																																																																																																																																																																							
コインロッカー	150円																																																																																																																																																																																																																																							
区分	午前		午後		夜間																																																																																																																																																																																																																																			
	8:30~12:00	13:00~12:00	13:00~12:00	18:00~22:00	18:00~22:00	18:00~22:00																																																																																																																																																																																																																																		
第1会議室	1,000	1,000	1,000	1,400	1,400	1,400																																																																																																																																																																																																																																		
第2会議室	1,000	1,000	1,000	1,400	1,400	1,400																																																																																																																																																																																																																																		
第3会議室	1,000	1,000	1,000	1,400	1,400	1,400																																																																																																																																																																																																																																		
第4会議室	1,000	1,000	1,000	1,400	1,400	1,400																																																																																																																																																																																																																																		
小会議室	700	700	700	1,000	1,000	1,000																																																																																																																																																																																																																																		
大会議室	2,400	3,600	3,600	4,800	4,800	4,800																																																																																																																																																																																																																																		
和室	700	700	700	1,000	1,000	1,000																																																																																																																																																																																																																																		
名称	区分	使用料																																																																																																																																																																																																																																						
市営並木町駐車場	定期使用	屋内 1月 5,000円 屋外 1月 4,000円																																																																																																																																																																																																																																						
	定期使用	屋内 1月 6,000円 屋外 1月 5,000円																																																																																																																																																																																																																																						
市営駅前駐車場	一時使用	1時間につき1台200円。ただし、駐車始期から30分まで無料とする。(22:00~7:00までの間は無料)																																																																																																																																																																																																																																						
区分	1時間	9~13時	13~17時	17~21時																																																																																																																																																																																																																																				
四階会議室(大会議室)	1,000円	3,500円	3,500円	4,000円																																																																																																																																																																																																																																				
四階会議室(小会議室)	500円	1,750円	1,750円	2,000円																																																																																																																																																																																																																																				
一階研修室	1,500円	4,000円	4,000円	6,000円																																																																																																																																																																																																																																				
区分	片道	往復																																																																																																																																																																																																																																						
大人12歳以上	480円	800円																																																																																																																																																																																																																																						
小児6歳~12歳未満	240円	400円																																																																																																																																																																																																																																						
幼児1歳~6歳未満	無料	無料																																																																																																																																																																																																																																						
乳児1歳未満	無料	無料																																																																																																																																																																																																																																						
最大離陸重量が1トンの機種	1回につき1,000円																																																																																																																																																																																																																																							
最大離陸重量が1トンを超え3トン以下の機種	1回につき1,500円																																																																																																																																																																																																																																							
最大離陸重量が3トンを超え6トン以下の機種	1回につき2,000円																																																																																																																																																																																																																																							
最大離陸重量が6トンを超える機種	1回につき2,000円に最大離陸重量が6トンを越える部分について1トンあたり1,500円を加算した額																																																																																																																																																																																																																																							
種別	区分	最初の2時間まで		1時間超過につき		1日(9時~17時)		泊留料																																																																																																																																																																																																																																
		700	300	300	1,800	2,500																																																																																																																																																																																																																																		
バス・トラック		700	300	300	1,800	2,500																																																																																																																																																																																																																																		
マイクロバス		500	200	200	1,500	2,000																																																																																																																																																																																																																																		
普通車・軽四輪		300	150	150	700	1,000																																																																																																																																																																																																																																		
軽二輪		100	50	50	300	500																																																																																																																																																																																																																																		
種別	区分	最初の2時間まで		最初の2時間を超えた1時間につき		泊留料																																																																																																																																																																																																																																		
		無料	無料	無料	300円																																																																																																																																																																																																																																			
二輪車		無料	無料	無料	300円																																																																																																																																																																																																																																			
普通車・軽四輪		無料	無料	100円	800円																																																																																																																																																																																																																																			
上記以外の車両		無料	無料	200円	2,000円																																																																																																																																																																																																																																			
遊具の種類	使用料(1台当たり)																																																																																																																																																																																																																																							
ゴーカート(エンジン付)	1回200円(ユ-11周)																																																																																																																																																																																																																																							
バッテリーカー	1回100円(ユ-11周)																																																																																																																																																																																																																																							
かわり自転車	1回 50円(ユ-11周)																																																																																																																																																																																																																																							

協議項目	17	使用料、手数料等の取扱いに関すること	関係項目		調整理由・課題																																																															
現			況																																																																	
【商工観光施設等使用料】																																																																				
子持村		赤城村		北橋村																																																																
		<p>赤城村農畜産物加工研修所 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額(円)</th> <th>徴収の時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1加工室</td> <td>9~13時</td> <td>520</td> <td rowspan="6">使用の承認を受けたとき</td> <td rowspan="6">使用が17時以降にわたる場合は、1時間について100円を加算するものとする。</td> </tr> <tr> <td>13~17時</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2加工室</td> <td>9~13時</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>13~17時</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3加工室</td> <td>9~13時</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>13~17時</td> <td>520</td> </tr> </tbody> </table> <p>農村公園六万水車 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額(円)</th> <th>徴収の時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>精米</td> <td>30kg 当たり</td> <td>210</td> <td rowspan="2">使用の承認を受けたとき</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>製粉</td> <td>10k 当たり</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	金額(円)	徴収の時期	備考	第1加工室	9~13時	520	使用の承認を受けたとき	使用が17時以降にわたる場合は、1時間について100円を加算するものとする。	13~17時	520	第2加工室	9~13時	520	13~17時	520	第3加工室	9~13時	520	13~17時	520	区分	単位	金額(円)	徴収の時期	備考	精米	30kg 当たり	210	使用の承認を受けたとき		製粉	10k 当たり	100																														
区分	単位	金額(円)	徴収の時期	備考																																																																
第1加工室	9~13時	520	使用の承認を受けたとき	使用が17時以降にわたる場合は、1時間について100円を加算するものとする。																																																																
	13~17時	520																																																																		
第2加工室	9~13時	520																																																																		
	13~17時	520																																																																		
第3加工室	9~13時	520																																																																		
	13~17時	520																																																																		
区分	単位	金額(円)	徴収の時期	備考																																																																
精米	30kg 当たり	210	使用の承認を受けたとき																																																																	
製粉	10k 当たり	100																																																																		
<p>メープルヴィレッジ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>利用形態</th> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">バンガロー</td> <td rowspan="3">1泊</td> <td>6人用</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>10人用</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>12人用</td> <td>24,000円</td> </tr> <tr> <td>バーベキュー棟</td> <td>日帰り</td> <td>中学生以上 小学生 宿泊者、幼児無料</td> <td>200円 100円</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	利用形態	区分	使用料	バンガロー	1泊	6人用	12,000円	10人用	20,000円	12人用	24,000円	バーベキュー棟	日帰り	中学生以上 小学生 宿泊者、幼児無料	200円 100円	<p>沼尾川親水公園</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額(円)</th> <th>徴収の時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">キャンプ場</td> <td rowspan="2">1日</td> <td>大人 200</td> <td rowspan="6">使用の承認を受けたとき</td> <td rowspan="6">大人は、中学生以上とする。</td> </tr> <tr> <td>小人 100</td> </tr> <tr> <td>テント</td> <td>1日</td> <td>一張 520</td> </tr> <tr> <td>バンガロー</td> <td>1日</td> <td>一棟 3,150</td> </tr> <tr> <td>シャワー</td> <td>3分</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>つりぼり</td> <td>1日</td> <td>3,150</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">バーベキューハウス</td> <td rowspan="2">2時間以内</td> <td>一棟 (コンロ)</td> <td>520</td> </tr> </tbody> </table> <p>赤城キャンプ場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額(円)</th> <th>徴収の時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">キャンプ場</td> <td rowspan="2">1日</td> <td>大人 200</td> <td rowspan="6">使用の承認を受けたとき</td> <td rowspan="6">大人は、中学生以上とする。</td> </tr> <tr> <td>小人 100</td> </tr> <tr> <td>テント</td> <td>1日</td> <td>一張 520</td> </tr> <tr> <td>バンガロー</td> <td>1日</td> <td>一棟 3,150</td> </tr> <tr> <td>シャワー</td> <td>3分</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	金額(円)	徴収の時期	備考	キャンプ場	1日	大人 200	使用の承認を受けたとき	大人は、中学生以上とする。	小人 100	テント	1日	一張 520	バンガロー	1日	一棟 3,150	シャワー	3分	100	つりぼり	1日	3,150	バーベキューハウス	2時間以内	一棟 (コンロ)	520	区分	単位	金額(円)	徴収の時期	備考	キャンプ場	1日	大人 200	使用の承認を受けたとき	大人は、中学生以上とする。	小人 100	テント	1日	一張 520	バンガロー	1日	一棟 3,150	シャワー	3分	100		
施設名	利用形態	区分	使用料																																																																	
バンガロー	1泊	6人用	12,000円																																																																	
		10人用	20,000円																																																																	
		12人用	24,000円																																																																	
バーベキュー棟	日帰り	中学生以上 小学生 宿泊者、幼児無料	200円 100円																																																																	
区分	単位	金額(円)	徴収の時期	備考																																																																
キャンプ場	1日	大人 200	使用の承認を受けたとき	大人は、中学生以上とする。																																																																
		小人 100																																																																		
テント	1日	一張 520																																																																		
バンガロー	1日	一棟 3,150																																																																		
シャワー	3分	100																																																																		
つりぼり	1日	3,150																																																																		
バーベキューハウス	2時間以内	一棟 (コンロ)	520																																																																	
		区分	単位	金額(円)	徴収の時期	備考																																																														
キャンプ場	1日	大人 200	使用の承認を受けたとき	大人は、中学生以上とする。																																																																
		小人 100																																																																		
テント	1日	一張 520																																																																		
バンガロー	1日	一棟 3,150																																																																		
シャワー	3分	100																																																																		

協議項目		17 使用料、手数料等の取扱いに関すること		関係項目		調整理由・課題																																																																																																																																																																																																																																																																																								
現				況																																																																																																																																																																																																																																																																																										
【公園・体育施設等使用料】																																																																																																																																																																																																																																																																																														
渋川市				伊香保町																																																																																																																																																																																																																																																																																										
<p>有料公園施設使用料 1 渋川市総合公園 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">午前8時30分から午後5時まで</th> <th colspan="2">午前8時30分以前午後5時以降</th> </tr> <tr> <th>市内</th> <th>市外</th> <th>市内</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">陸上競技場</td> <td rowspan="2">専用使用 共用</td> <td rowspan="2">1時間</td> <td>500</td> <td>1,800</td> <td>600</td> <td>2,200</td> </tr> <tr> <td>380</td> <td>1,500</td> <td>450</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>60</td> <td>250</td> <td>80</td> <td>380</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">陸上競技場</td> <td>年間使用</td> <td>1人1年</td> <td colspan="4">市内2,500</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>放送設備</td> <td>1時間</td> <td colspan="4">100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">野球場</td> <td rowspan="2">専用使用 附属設備</td> <td rowspan="2">1時間</td> <td>600</td> <td>1,900</td> <td>720</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>スコアボード</td> <td colspan="4">100</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">体育館</td> <td rowspan="2">専用使用</td> <td rowspan="2">1時間</td> <td>1,000</td> <td>3,700</td> <td>1,200</td> <td>4,500</td> </tr> <tr> <td>大体育室</td> <td>500</td> <td>1,800</td> <td>600</td> <td>2,200</td> </tr> <tr> <td>小体育室</td> <td>150</td> <td>500</td> <td>180</td> <td>630</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">部分使用</td> <td rowspan="2">1面</td> <td>500</td> <td>1,800</td> <td>600</td> <td>2,200</td> </tr> <tr> <td>籠球</td> <td>250</td> <td>1,000</td> <td>300</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">部分使用</td> <td rowspan="2">1時間</td> <td>250</td> <td>1,000</td> <td>300</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>ハンドボール</td> <td>250</td> <td>1,000</td> <td>300</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">附属設備</td> <td rowspan="2">1時間</td> <td>放送設備</td> <td colspan="4">300</td> </tr> <tr> <td>温水シャワー</td> <td colspan="4">300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">運動広場</td> <td rowspan="2">専用使用 附属設備</td> <td rowspan="2">1時間</td> <td>1/2点灯</td> <td>1時間</td> <td colspan="2">1,400</td> </tr> <tr> <td>全点灯</td> <td colspan="4">2,800</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">運動広場</td> <td rowspan="2">専用使用 附属設備</td> <td rowspan="2">1時間</td> <td>400</td> <td>1,600</td> <td>480</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>放送設備</td> <td colspan="4">100</td> </tr> </tbody> </table>				施設名	区分	単位	午前8時30分から午後5時まで		午前8時30分以前午後5時以降		市内	市外	市内	市外	陸上競技場	専用使用 共用	1時間	500	1,800	600	2,200	380	1,500	450	1,800	個人	60	250	80	380	陸上競技場	年間使用	1人1年	市内2,500				附属設備	放送設備	1時間	100				野球場	専用使用 附属設備	1時間	600	1,900	720	2,400	スコアボード	100				体育館	専用使用	1時間	1,000	3,700	1,200	4,500	大体育室	500	1,800	600	2,200	小体育室	150	500	180	630	部分使用	1面	500	1,800	600	2,200	籠球	250	1,000	300	1,200	部分使用	1時間	250	1,000	300	1,200	ハンドボール	250	1,000	300	1,200	附属設備	1時間	放送設備	300				温水シャワー	300				運動広場	専用使用 附属設備	1時間	1/2点灯	1時間	1,400		全点灯	2,800				運動広場	専用使用 附属設備	1時間	400	1,600	480	2,000	放送設備	100				<p>伊香保町屋外運動場 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> <th>町内</th> <th>町外</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間あたり</td> <td></td> <td>500</td> <td>1,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>夜間照明使用料(30分につき)</td> <td></td> <td>1,500</td> <td>3,000</td> <td>この場合1枚30分のコインを使用し、30分未満の使用であっても30分とする。</td> </tr> <tr> <td>ベース使用料(1式)</td> <td></td> <td>無料</td> <td>500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>石灰使用料</td> <td></td> <td>無料</td> <td>500</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>伊香保町体育館 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象</th> <th>9時～正午</th> <th>正午～17時</th> <th>17時～22時</th> <th>1日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">アリーナ</td> <td>町内</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>4,500</td> <td>7,500</td> <td>7,500</td> <td>19,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">トレーニングルーム</td> <td>町内1人</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>町外1人</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">部分使用</td> <td>町内</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>2,500</td> <td>4,000</td> <td>4,000</td> <td>10,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>伊香保町体育館附帯設備 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>体育館照明</th> <th>体育館暖房</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町内</td> <td>アリーナ 300</td> <td>アリーナ 1,000</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>1,500</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>町内</td> <td>部分使用アリーナ半面</td> <td>貸出 機 200円/台</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>1,000</td> <td>1日 いす 100円/脚</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考：体育競技以外の使用は倍額とする。入場券等を有料で発行し、あるいは入場料等の料金を徴収して使用する際は、体育競技の場合は上記表の倍額、その他の場合は上記表の3倍とする。</p>				区分	使用料	町内	町外	備考	1時間あたり		500	1,500		夜間照明使用料(30分につき)		1,500	3,000	この場合1枚30分のコインを使用し、30分未満の使用であっても30分とする。	ベース使用料(1式)		無料	500		石灰使用料		無料	500		区分	対象	9時～正午	正午～17時	17時～22時	1日	アリーナ	町内	1,000	1,000	1,000	3,000	町外	4,500	7,500	7,500	19,500	トレーニングルーム	町内1人	100	100	100		町外1人	1,000	1,000	1,000	3,000	部分使用	町内	500	500	500	1,500	町外	2,500	4,000	4,000	10,500	対象	体育館照明	体育館暖房	町内	アリーナ 300	アリーナ 1,000	町外	1,500	3,000	町内	部分使用アリーナ半面	貸出 機 200円/台	町外	1,000	1日 いす 100円/脚	<p>小野上村 (単位：円)</p> <p>小野上温泉公園 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ゲートボール場</td> <td>午前(正午まで)</td> <td>1面 1,550</td> </tr> <tr> <td>午後(正午から)</td> <td>1面 1,550</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>1面 2,060</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">テニスコート</td> <td>午前(正午まで)</td> <td>1面 2,060</td> </tr> <tr> <td>午後(正午から)</td> <td>1面 2,060</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>1面 3,090</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考：村社・つ団体、社会教育団体、公共団体は無料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>バーベキュー</th> <th>施設使用料</th> <th>500</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広場</td> <td>鉄板使用料</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table> <p>小野上温泉公園遊具</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>遊具の種類</th> <th>使用料(1台あたり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゴーカート(エンジン付)</td> <td>1回200円(コース1周)</td> </tr> <tr> <td>バッテリーカー</td> <td>1回100円(コース1周)</td> </tr> <tr> <td>かわり自転車</td> <td>1回50円(コース1周)</td> </tr> </tbody> </table> <p>小野上村運動公園 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前8時以前</td> <td>510</td> </tr> <tr> <td>午前8時～午後5時</td> <td>2,570</td> </tr> <tr> <td>午前8時～正午</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>正午～午後5時</td> <td>1,550</td> </tr> <tr> <td>午後5時以降</td> <td>510</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考：体協、体協加盟団体、幼・小・中学校、社会教育団体、公共団体は無料</p> <p>小野上村山村広場 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>村内林業者</th> <th>村内者</th> <th>村外者</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前</td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>1,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>1,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>2,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>500</td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> <td>60分グラウンド使用料含む</td> </tr> </tbody> </table>				施設名	区分	使用料	ゲートボール場	午前(正午まで)	1面 1,550	午後(正午から)	1面 1,550	1日	1面 2,060	テニスコート	午前(正午まで)	1面 2,060	午後(正午から)	1面 2,060	1日	1面 3,090	バーベキュー	施設使用料	500	広場	鉄板使用料	500	遊具の種類	使用料(1台あたり)	ゴーカート(エンジン付)	1回200円(コース1周)	バッテリーカー	1回100円(コース1周)	かわり自転車	1回50円(コース1周)	区分	使用料	午前8時以前	510	午前8時～午後5時	2,570	午前8時～正午	1,300	正午～午後5時	1,550	午後5時以降	510	区分	村内林業者	村内者	村外者	備考	午前	無料	無料	1,000		午後	無料	無料	1,000		1日	無料	無料	2,000		夜間	500	1,000	2,000	60分グラウンド使用料含む
施設名	区分	単位	午前8時30分から午後5時まで				午前8時30分以前午後5時以降																																																																																																																																																																																																																																																																																							
			市内	市外	市内	市外																																																																																																																																																																																																																																																																																								
陸上競技場	専用使用 共用	1時間	500	1,800	600	2,200																																																																																																																																																																																																																																																																																								
			380	1,500	450	1,800																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	個人	60	250	80	380																																																																																																																																																																																																																																																																																									
陸上競技場	年間使用	1人1年	市内2,500																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	附属設備	放送設備	1時間	100																																																																																																																																																																																																																																																																																										
野球場	専用使用 附属設備	1時間	600	1,900	720	2,400																																																																																																																																																																																																																																																																																								
			スコアボード	100																																																																																																																																																																																																																																																																																										
体育館	専用使用	1時間	1,000	3,700	1,200	4,500																																																																																																																																																																																																																																																																																								
			大体育室	500	1,800	600	2,200																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	小体育室	150	500	180	630																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	部分使用	1面	500	1,800	600	2,200																																																																																																																																																																																																																																																																																								
			籠球	250	1,000	300	1,200																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	部分使用	1時間	250	1,000	300	1,200																																																																																																																																																																																																																																																																																								
ハンドボール			250	1,000	300	1,200																																																																																																																																																																																																																																																																																								
附属設備	1時間	放送設備	300																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		温水シャワー	300																																																																																																																																																																																																																																																																																											
運動広場	専用使用 附属設備	1時間	1/2点灯	1時間	1,400																																																																																																																																																																																																																																																																																									
			全点灯	2,800																																																																																																																																																																																																																																																																																										
運動広場	専用使用 附属設備	1時間	400	1,600	480	2,000																																																																																																																																																																																																																																																																																								
			放送設備	100																																																																																																																																																																																																																																																																																										
区分	使用料	町内	町外	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																										
1時間あたり		500	1,500																																																																																																																																																																																																																																																																																											
夜間照明使用料(30分につき)		1,500	3,000	この場合1枚30分のコインを使用し、30分未満の使用であっても30分とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																										
ベース使用料(1式)		無料	500																																																																																																																																																																																																																																																																																											
石灰使用料		無料	500																																																																																																																																																																																																																																																																																											
区分	対象	9時～正午	正午～17時	17時～22時	1日																																																																																																																																																																																																																																																																																									
アリーナ	町内	1,000	1,000	1,000	3,000																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	町外	4,500	7,500	7,500	19,500																																																																																																																																																																																																																																																																																									
トレーニングルーム	町内1人	100	100	100																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	町外1人	1,000	1,000	1,000	3,000																																																																																																																																																																																																																																																																																									
部分使用	町内	500	500	500	1,500																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	町外	2,500	4,000	4,000	10,500																																																																																																																																																																																																																																																																																									
対象	体育館照明	体育館暖房																																																																																																																																																																																																																																																																																												
町内	アリーナ 300	アリーナ 1,000																																																																																																																																																																																																																																																																																												
町外	1,500	3,000																																																																																																																																																																																																																																																																																												
町内	部分使用アリーナ半面	貸出 機 200円/台																																																																																																																																																																																																																																																																																												
町外	1,000	1日 いす 100円/脚																																																																																																																																																																																																																																																																																												
施設名	区分	使用料																																																																																																																																																																																																																																																																																												
ゲートボール場	午前(正午まで)	1面 1,550																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	午後(正午から)	1面 1,550																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	1日	1面 2,060																																																																																																																																																																																																																																																																																												
テニスコート	午前(正午まで)	1面 2,060																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	午後(正午から)	1面 2,060																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	1日	1面 3,090																																																																																																																																																																																																																																																																																												
バーベキュー	施設使用料	500																																																																																																																																																																																																																																																																																												
広場	鉄板使用料	500																																																																																																																																																																																																																																																																																												
遊具の種類	使用料(1台あたり)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
ゴーカート(エンジン付)	1回200円(コース1周)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
バッテリーカー	1回100円(コース1周)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
かわり自転車	1回50円(コース1周)																																																																																																																																																																																																																																																																																													
区分	使用料																																																																																																																																																																																																																																																																																													
午前8時以前	510																																																																																																																																																																																																																																																																																													
午前8時～午後5時	2,570																																																																																																																																																																																																																																																																																													
午前8時～正午	1,300																																																																																																																																																																																																																																																																																													
正午～午後5時	1,550																																																																																																																																																																																																																																																																																													
午後5時以降	510																																																																																																																																																																																																																																																																																													
区分	村内林業者	村内者	村外者	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																										
午前	無料	無料	1,000																																																																																																																																																																																																																																																																																											
午後	無料	無料	1,000																																																																																																																																																																																																																																																																																											
1日	無料	無料	2,000																																																																																																																																																																																																																																																																																											
夜間	500	1,000	2,000	60分グラウンド使用料含む																																																																																																																																																																																																																																																																																										

協議項目		17 使用料、手数料等の取扱いに関すること		関係項目																																																																																																																																																																																																																																																																			
現				況				調整理由・課題																																																																																																																																																																																																																																																															
【公園・体育施設等使用料】																																																																																																																																																																																																																																																																							
子持村				赤城村				北橋村																																																																																																																																																																																																																																																															
子持村社会体育館 【団体使用】 (単位：円)				社会体育館使用料				北橋村総合社会体育館 北橋村総合社会体育館の設置及び管理に関する条例(第8条) 1 占用使用 (単位：円)																																																																																																																																																																																																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">フロアー (1時間)</th> <th colspan="2">照明料金 (1時間)</th> <th colspan="2">冷暖房費 (1時間)</th> </tr> <tr> <th>村内</th> <th>村外</th> <th>村内</th> <th>村外</th> <th>村内</th> <th>村外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アリーナ全面</td> <td>1000</td> <td>2000</td> <td>1000</td> <td>2000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>アリーナ半面</td> <td>500</td> <td>1000</td> <td>500</td> <td>1000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>アリーナ1/3面</td> <td>400</td> <td>800</td> <td>400</td> <td>800</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>アリーナ1/10面</td> <td>100</td> <td>200</td> <td>100</td> <td>200</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>サブアリーナ全面</td> <td>400</td> <td>800</td> <td>400</td> <td>800</td> <td>1200</td> <td>2400</td> </tr> <tr> <td>サブアリーナ半面</td> <td>200</td> <td>400</td> <td>200</td> <td>400</td> <td>1200</td> <td>2400</td> </tr> <tr> <td>サブアリーナ1/3面</td> <td>100</td> <td>200</td> <td>100</td> <td>200</td> <td>1200</td> <td>2400</td> </tr> <tr> <td>サブアリーナ観覧席 使用</td> <td>2000</td> <td>4000</td> <td>400</td> <td>800</td> <td>1200</td> <td>2400</td> </tr> <tr> <td>常設卓球場</td> <td>100</td> <td>200</td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>200</td> <td>400</td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>600</td> <td>1200</td> </tr> <tr> <td>放送設備</td> <td colspan="6">(村内) 1回につき300円 (村外) 1回につき600円</td> </tr> <tr> <td>電光掲示板</td> <td colspan="6">(村内) 1回につき500円 (村外) 1回につき1000円</td> </tr> <tr> <td>全館使用</td> <td>2000円+サブアリーナ観覧席使用料</td> <td>4000円+サブアリーナ観覧席使用料</td> <td>1400</td> <td>2800</td> <td>2000</td> <td>4000</td> </tr> </tbody> </table>					フロアー (1時間)		照明料金 (1時間)		冷暖房費 (1時間)		村内	村外	村内	村外	村内	村外	アリーナ全面	1000	2000	1000	2000			アリーナ半面	500	1000	500	1000			アリーナ1/3面	400	800	400	800			アリーナ1/10面	100	200	100	200			サブアリーナ全面	400	800	400	800	1200	2400	サブアリーナ半面	200	400	200	400	1200	2400	サブアリーナ1/3面	100	200	100	200	1200	2400	サブアリーナ観覧席 使用	2000	4000	400	800	1200	2400	常設卓球場	100	200	無料	無料			会議室	200	400	無料	無料	600	1200	放送設備	(村内) 1回につき300円 (村外) 1回につき600円						電光掲示板	(村内) 1回につき500円 (村外) 1回につき1000円						全館使用	2000円+サブアリーナ観覧席使用料	4000円+サブアリーナ観覧席使用料	1400	2800	2000	4000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額 (円)</th> <th>徴収の 時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">屋内運動場</td> <td>午前</td> <td>1,570</td> <td rowspan="4">使用の承認を受けたとき</td> <td rowspan="4">村外の者が使用する場合は、左記の額に100分の200を乗じた額とする。ただし、照明料金は除く。</td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td>1,570</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>1,570</td> </tr> <tr> <td>30分 照明料金</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">武道館</td> <td>午前</td> <td>520</td> <td rowspan="4">使用の承認を受けたとき</td> <td rowspan="4">村外の者が使用する場合は、左記の額に100分の200を乗じた額とする。ただし、照明料金は除く。</td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>30分 照明料金</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td colspan="5">総合グラウンド使用料</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">野球場</td> <td rowspan="10">1コート 1時間</td> <td>早朝 ~ 9時</td> <td>310</td> <td rowspan="10">使用の承認を受けたとき</td> <td rowspan="10">村外の者が使用する場合は、左記の額に100分の200を乗じた額とする。ただし、照明料金は除く。</td> </tr> <tr> <td>9~ 13時</td> <td>730</td> </tr> <tr> <td>13~ 17時</td> <td>730</td> </tr> <tr> <td>17~ 19時</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>19~ 22時</td> <td>840</td> </tr> <tr> <td>照明料金 30分当たり</td> <td>第1 グラ ウンド</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第2 グラ ウンド</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>多目的 コート</td> <td>1 コート</td> <td>1 時間</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>テニス コート</td> <td>30 分</td> <td>照明 料金</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table>				区分	単位	金額 (円)	徴収の 時期	備考	屋内運動場	午前	1,570	使用の承認を受けたとき	村外の者が使用する場合は、左記の額に100分の200を乗じた額とする。ただし、照明料金は除く。	午後	1,570	夜間	1,570	30分 照明料金	500	武道館	午前	520	使用の承認を受けたとき	村外の者が使用する場合は、左記の額に100分の200を乗じた額とする。ただし、照明料金は除く。	午後	520	夜間	520	30分 照明料金	300	総合グラウンド使用料					野球場	1コート 1時間	早朝 ~ 9時	310	使用の承認を受けたとき	村外の者が使用する場合は、左記の額に100分の200を乗じた額とする。ただし、照明料金は除く。	9~ 13時	730	13~ 17時	730	17~ 19時	520	19~ 22時	840	照明料金 30分当たり	第1 グラ ウンド	500		第2 グラ ウンド	1,000	多目的 コート	1 コート	1 時間	100	テニス コート	30 分	照明 料金	200	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用区分</th> <th rowspan="2">時間区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> <tr> <th>9~ 12時</th> <th>13~ 17時</th> <th>17~ 21時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">入場料を徴収しない場合</td> <td rowspan="3">体育 室</td> <td>スポーツ行事</td> <td>3,150</td> <td>4,200</td> <td>4,200</td> </tr> <tr> <td>スポーツ行事以外</td> <td>4,720</td> <td>6,300</td> <td>6,300</td> </tr> <tr> <td>営利宣伝のための使用</td> <td>31,500</td> <td>42,000</td> <td>42,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">柔 道 場</td> <td>スポーツ行事</td> <td>1,050</td> <td>1,390</td> <td>1,390</td> </tr> <tr> <td>スポーツ行事以外</td> <td>1,570</td> <td>2,100</td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td>営利宣伝のための使用</td> <td>10,500</td> <td>13,990</td> <td>13,990</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">剣 道 場</td> <td>スポーツ行事</td> <td>1,050</td> <td>1,390</td> <td>1,390</td> </tr> <tr> <td>スポーツ行事以外</td> <td>1,570</td> <td>2,100</td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td>営利宣伝のための使用</td> <td>10,500</td> <td>13,990</td> <td>13,990</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">入場料を徴収する場合</td> <td rowspan="3">体 育 室</td> <td>スポーツ行事</td> <td>6,300</td> <td>8,400</td> <td>8,400</td> </tr> <tr> <td>スポーツ行事以外</td> <td>9,450</td> <td>12,600</td> <td>12,600</td> </tr> <tr> <td>営利宣伝のための使用</td> <td>63,000</td> <td>84,000</td> <td>84,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">柔 道 場</td> <td>スポーツ行事</td> <td>2,100</td> <td>2,790</td> <td>2,790</td> </tr> <tr> <td>スポーツ行事以外</td> <td>3,150</td> <td>4,200</td> <td>4,200</td> </tr> <tr> <td>営利宣伝のための使用</td> <td>21,000</td> <td>27,990</td> <td>27,990</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">剣 道 場</td> <td>スポーツ行事</td> <td>2,100</td> <td>2,790</td> <td>2,790</td> </tr> <tr> <td>スポーツ行事以外</td> <td>3,150</td> <td>4,200</td> <td>4,200</td> </tr> <tr> <td>営利宣伝のための使用</td> <td>21,000</td> <td>27,990</td> <td>27,990</td> </tr> </tbody> </table>				使用区分	時間区分	午前	午後	夜間	9~ 12時	13~ 17時	17~ 21時	入場料を徴収しない場合	体育 室	スポーツ行事	3,150	4,200	4,200	スポーツ行事以外	4,720	6,300	6,300	営利宣伝のための使用	31,500	42,000	42,000	柔 道 場	スポーツ行事	1,050	1,390	1,390	スポーツ行事以外	1,570	2,100	2,100	営利宣伝のための使用	10,500	13,990	13,990	剣 道 場	スポーツ行事	1,050	1,390	1,390	スポーツ行事以外	1,570	2,100	2,100	営利宣伝のための使用	10,500	13,990	13,990	入場料を徴収する場合	体 育 室	スポーツ行事	6,300	8,400	8,400	スポーツ行事以外	9,450	12,600	12,600	営利宣伝のための使用	63,000	84,000	84,000	柔 道 場	スポーツ行事	2,100	2,790	2,790	スポーツ行事以外	3,150	4,200	4,200	営利宣伝のための使用	21,000	27,990	27,990	剣 道 場	スポーツ行事	2,100	2,790	2,790	スポーツ行事以外	3,150	4,200	4,200	営利宣伝のための使用	21,000	27,990	27,990
	フロアー (1時間)		照明料金 (1時間)		冷暖房費 (1時間)																																																																																																																																																																																																																																																																		
	村内	村外	村内	村外	村内	村外																																																																																																																																																																																																																																																																	
アリーナ全面	1000	2000	1000	2000																																																																																																																																																																																																																																																																			
アリーナ半面	500	1000	500	1000																																																																																																																																																																																																																																																																			
アリーナ1/3面	400	800	400	800																																																																																																																																																																																																																																																																			
アリーナ1/10面	100	200	100	200																																																																																																																																																																																																																																																																			
サブアリーナ全面	400	800	400	800	1200	2400																																																																																																																																																																																																																																																																	
サブアリーナ半面	200	400	200	400	1200	2400																																																																																																																																																																																																																																																																	
サブアリーナ1/3面	100	200	100	200	1200	2400																																																																																																																																																																																																																																																																	
サブアリーナ観覧席 使用	2000	4000	400	800	1200	2400																																																																																																																																																																																																																																																																	
常設卓球場	100	200	無料	無料																																																																																																																																																																																																																																																																			
会議室	200	400	無料	無料	600	1200																																																																																																																																																																																																																																																																	
放送設備	(村内) 1回につき300円 (村外) 1回につき600円																																																																																																																																																																																																																																																																						
電光掲示板	(村内) 1回につき500円 (村外) 1回につき1000円																																																																																																																																																																																																																																																																						
全館使用	2000円+サブアリーナ観覧席使用料	4000円+サブアリーナ観覧席使用料	1400	2800	2000	4000																																																																																																																																																																																																																																																																	
区分	単位	金額 (円)	徴収の 時期	備考																																																																																																																																																																																																																																																																			
屋内運動場	午前	1,570	使用の承認を受けたとき	村外の者が使用する場合は、左記の額に100分の200を乗じた額とする。ただし、照明料金は除く。																																																																																																																																																																																																																																																																			
	午後	1,570																																																																																																																																																																																																																																																																					
	夜間	1,570																																																																																																																																																																																																																																																																					
	30分 照明料金	500																																																																																																																																																																																																																																																																					
武道館	午前	520	使用の承認を受けたとき	村外の者が使用する場合は、左記の額に100分の200を乗じた額とする。ただし、照明料金は除く。																																																																																																																																																																																																																																																																			
	午後	520																																																																																																																																																																																																																																																																					
	夜間	520																																																																																																																																																																																																																																																																					
	30分 照明料金	300																																																																																																																																																																																																																																																																					
総合グラウンド使用料																																																																																																																																																																																																																																																																							
野球場	1コート 1時間	早朝 ~ 9時	310	使用の承認を受けたとき	村外の者が使用する場合は、左記の額に100分の200を乗じた額とする。ただし、照明料金は除く。																																																																																																																																																																																																																																																																		
		9~ 13時	730																																																																																																																																																																																																																																																																				
		13~ 17時	730																																																																																																																																																																																																																																																																				
		17~ 19時	520																																																																																																																																																																																																																																																																				
		19~ 22時	840																																																																																																																																																																																																																																																																				
		照明料金 30分当たり	第1 グラ ウンド			500																																																																																																																																																																																																																																																																	
			第2 グラ ウンド			1,000																																																																																																																																																																																																																																																																	
		多目的 コート	1 コート			1 時間	100																																																																																																																																																																																																																																																																
		テニス コート	30 分			照明 料金	200																																																																																																																																																																																																																																																																
		使用区分	時間区分			午前	午後	夜間																																																																																																																																																																																																																																																															
9~ 12時	13~ 17時			17~ 21時																																																																																																																																																																																																																																																																			
入場料を徴収しない場合	体育 室	スポーツ行事	3,150	4,200	4,200																																																																																																																																																																																																																																																																		
		スポーツ行事以外	4,720	6,300	6,300																																																																																																																																																																																																																																																																		
		営利宣伝のための使用	31,500	42,000	42,000																																																																																																																																																																																																																																																																		
	柔 道 場	スポーツ行事	1,050	1,390	1,390																																																																																																																																																																																																																																																																		
		スポーツ行事以外	1,570	2,100	2,100																																																																																																																																																																																																																																																																		
		営利宣伝のための使用	10,500	13,990	13,990																																																																																																																																																																																																																																																																		
剣 道 場	スポーツ行事	1,050	1,390	1,390																																																																																																																																																																																																																																																																			
	スポーツ行事以外	1,570	2,100	2,100																																																																																																																																																																																																																																																																			
	営利宣伝のための使用	10,500	13,990	13,990																																																																																																																																																																																																																																																																			
入場料を徴収する場合	体 育 室	スポーツ行事	6,300	8,400	8,400																																																																																																																																																																																																																																																																		
		スポーツ行事以外	9,450	12,600	12,600																																																																																																																																																																																																																																																																		
		営利宣伝のための使用	63,000	84,000	84,000																																																																																																																																																																																																																																																																		
	柔 道 場	スポーツ行事	2,100	2,790	2,790																																																																																																																																																																																																																																																																		
		スポーツ行事以外	3,150	4,200	4,200																																																																																																																																																																																																																																																																		
		営利宣伝のための使用	21,000	27,990	27,990																																																																																																																																																																																																																																																																		
剣 道 場	スポーツ行事	2,100	2,790	2,790																																																																																																																																																																																																																																																																			
	スポーツ行事以外	3,150	4,200	4,200																																																																																																																																																																																																																																																																			
	営利宣伝のための使用	21,000	27,990	27,990																																																																																																																																																																																																																																																																			

協議項目		17	使用料、手数料等の取扱いに関すること		関係項目				
現況							調整理由・課題		
【公園・体育施設等使用料】									
澁川市			伊香保町			小野上村			
澁川市総合公園(続) (単位:円)			伊香保町児童屋内体育館						
施設名	区分	単位	午前8時30分から午後5時まで		午前8時30分以前午後5時以降				
			市内	市外	市内	市外			
庭	専用使用	1時間/面	500	1,600	600	2,000			
	個人使用	1時間/人	100	380	130	500			
球場	年間使用	1人1年	市内3,900						
	附属設備	放送設備	1基	100					
	附属設備	照明設備	1面	500					
スケート広場	団体使用	1団体1時間	400	1,600	480	2,000			
	個人使用	1時間/人	70	270	80	400			
	年間使用	1人1年	市内2,600						
野外ステージ	附属設備	照明設備	申請1件						
		コンセント	1時間		100				
バーベキュー場	専用使用	1炉1時間	午前8時30分から午後5時まで		午後5時から午後8時まで				
			市内	市外	市内	市外			
キャンプ場	専用使用	1区画1日	午前10時から翌日の午前10時まで						
			市内	市外	500	1,500			
吾妻川公園(野球場)			午前8時30分から午後5時まで		午前8時30分以前午後5時以降				
区分	単位		市内	市外	市内	市外			
専用使用	1時間		200	800	240	1,000			
有馬野球場			午前8時30分から午後5時まで		午前8時30分以前午後5時以降				
区分	単位		市内	市外	市内	市外			
専用使用	1時間		360	1,440	440	1,800			
放送設備は1時間100円									
伊香保町児童屋内体育館									
区分		3時間以内	3時間~5時間	5時間以上					
体育館	昼	3,000円	5,000円	7,000円					
	夜	5,000円	7,000円	9,000円					
暖房設備使用の時		5割増	5割増	5割増					

協議項目		17	使用料、手数料等の取扱いに関すること		関係項目				調整理由・課題																																																																																																																																																															
現					況																																																																																																																																																																			
【公園・体育施設等使用料】																																																																																																																																																																								
子持村			赤城村				北橋村																																																																																																																																																																	
子持村社会体育館 【個人使用】			総合運動自然公園 (単位：円)				北橋村総合体育館(続)																																																																																																																																																																	
<table border="1"> <tr> <th>トレーニング室</th> <th>区分</th> <th>料金</th> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>(村内)</td> <td>200円/回 3,000円/年</td> </tr> <tr> <td>(村外)</td> <td>400円/回 9,000円/年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ランニングコース</td> <td>(村内)</td> <td>100円/回 2,000円/年</td> </tr> <tr> <td>(村外)</td> <td>200円/回 4,000円/年</td> </tr> <tr> <td>シャワー</td> <td>(村内外共通)</td> <td>100円/回</td> </tr> </table>			トレーニング室	区分	料金		(村内)	200円/回 3,000円/年	(村外)	400円/回 9,000円/年	ランニングコース	(村内)	100円/回 2,000円/年	(村外)	200円/回 4,000円/年	シャワー	(村内外共通)	100円/回	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額(円)</th> <th>徴収の時期</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">体育室(アリーナ)専用使用</td> <td>9~12時</td> <td>2,790</td> <td rowspan="3">使用の承認を受けたとき</td> <td rowspan="3">1, 村外の者が使用する場合は、左記の額に100分の200を乗じた額とする。ただし、照明料金は除く。2, 使用面積が2分の1、3分の1の場合は、左記の額にそれぞれ2分の1、3分の1を乗じた額とする。(アリーナのみ) 3, 入場料金を徴収する場合は、左記の額に100分の200を乗じた額とする。</td> </tr> <tr> <td>13~17時</td> <td>3,720</td> </tr> <tr> <td>17~21時30分</td> <td>3,720</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">60分超過料金</td> <td>60分</td> <td>930</td> <td rowspan="2">照明料金</td> <td rowspan="2">全面利用</td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">体育室(アリーナ)個人利用</td> <td>60分</td> <td>100</td> <td rowspan="2">照明を利用する場合</td> <td rowspan="2">200</td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">柔道場・剣道場</td> <td>9~12時</td> <td>840</td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>13~17時</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td>17~21時30分</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">30分照明料金</td> <td>30分</td> <td>300</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>2,360</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">60分超過料金</td> <td>60分</td> <td>260</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">陸上競技場</td> <td>9~12時</td> <td>1,050</td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>13~17時</td> <td>1,310</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>2,360</td> </tr> </table>				区分	単位	金額(円)	徴収の時期	備考	体育室(アリーナ)専用使用	9~12時	2,790	使用の承認を受けたとき	1, 村外の者が使用する場合は、左記の額に100分の200を乗じた額とする。ただし、照明料金は除く。2, 使用面積が2分の1、3分の1の場合は、左記の額にそれぞれ2分の1、3分の1を乗じた額とする。(アリーナのみ) 3, 入場料金を徴収する場合は、左記の額に100分の200を乗じた額とする。	13~17時	3,720	17~21時30分	3,720	60分超過料金	60分	930	照明料金	全面利用	30分	900	体育室(アリーナ)個人利用	60分	100	照明を利用する場合	200	30分	100	柔道場・剣道場	9~12時	840			13~17時	1,050	17~21時30分	1,050	30分照明料金	30分	300			1日	2,360	60分超過料金	60分	260			1日	100	陸上競技場	9~12時	1,050			13~17時	1,310	1日	2,360	<table border="1"> <tr> <th>時間区分</th> <th>午前 9~12時</th> <th>午後 13~17時</th> <th>夜間 17~21時</th> </tr> <tr> <td>使用区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>520</td> <td>690</td> <td>690</td> </tr> <tr> <td>トレーニングルーム</td> <td>520</td> <td>690</td> <td>690</td> </tr> <tr> <td colspan="4">2 部分使用(1時間)</td> </tr> <tr> <td>・卓球(1台)</td> <td>100円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・バドミントン(1面)</td> <td>120円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・バスケットボール(1面)</td> <td>520円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・バレーボール(1面)</td> <td>520円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">3 個人使用</td> </tr> <tr> <td>・柔道場(1回)</td> <td>100円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・剣道場(1回)</td> <td>100円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・トレーニングルーム(1回)</td> <td>100円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・シャワー(1回5分間)</td> <td>100円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">4 照明使用料 (単位：円)</td> </tr> <tr> <th>区分</th> <th colspan="3">体育室</th> <th>柔道場</th> <th>剣道場</th> <th>卓球場(ステージ)</th> </tr> <tr> <th>使用料</th> <th>全点灯</th> <th>1/2点灯</th> <th>1/4点灯</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>2,100</td> <td>1,050</td> <td>520</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> </tr> </table>					時間区分	午前 9~12時	午後 13~17時	夜間 17~21時	使用区分				研修室	520	690	690	トレーニングルーム	520	690	690	2 部分使用(1時間)				・卓球(1台)	100円			・バドミントン(1面)	120円			・バスケットボール(1面)	520円			・バレーボール(1面)	520円			3 個人使用				・柔道場(1回)	100円			・剣道場(1回)	100円			・トレーニングルーム(1回)	100円			・シャワー(1回5分間)	100円			4 照明使用料 (単位：円)				区分	体育室			柔道場	剣道場	卓球場(ステージ)	使用料	全点灯	1/2点灯	1/4点灯				1時間	2,100	1,050	520	200	200	200
トレーニング室	区分	料金																																																																																																																																																																						
	(村内)	200円/回 3,000円/年																																																																																																																																																																						
	(村外)	400円/回 9,000円/年																																																																																																																																																																						
ランニングコース	(村内)	100円/回 2,000円/年																																																																																																																																																																						
	(村外)	200円/回 4,000円/年																																																																																																																																																																						
シャワー	(村内外共通)	100円/回																																																																																																																																																																						
区分	単位	金額(円)	徴収の時期	備考																																																																																																																																																																				
体育室(アリーナ)専用使用	9~12時	2,790	使用の承認を受けたとき	1, 村外の者が使用する場合は、左記の額に100分の200を乗じた額とする。ただし、照明料金は除く。2, 使用面積が2分の1、3分の1の場合は、左記の額にそれぞれ2分の1、3分の1を乗じた額とする。(アリーナのみ) 3, 入場料金を徴収する場合は、左記の額に100分の200を乗じた額とする。																																																																																																																																																																				
	13~17時	3,720																																																																																																																																																																						
	17~21時30分	3,720																																																																																																																																																																						
60分超過料金	60分	930	照明料金	全面利用																																																																																																																																																																				
	30分	900																																																																																																																																																																						
体育室(アリーナ)個人利用	60分	100	照明を利用する場合	200																																																																																																																																																																				
	30分	100																																																																																																																																																																						
柔道場・剣道場	9~12時	840																																																																																																																																																																						
	13~17時	1,050																																																																																																																																																																						
	17~21時30分	1,050																																																																																																																																																																						
30分照明料金	30分	300																																																																																																																																																																						
	1日	2,360																																																																																																																																																																						
60分超過料金	60分	260																																																																																																																																																																						
	1日	100																																																																																																																																																																						
陸上競技場	9~12時	1,050																																																																																																																																																																						
	13~17時	1,310																																																																																																																																																																						
	1日	2,360																																																																																																																																																																						
時間区分	午前 9~12時	午後 13~17時	夜間 17~21時																																																																																																																																																																					
使用区分																																																																																																																																																																								
研修室	520	690	690																																																																																																																																																																					
トレーニングルーム	520	690	690																																																																																																																																																																					
2 部分使用(1時間)																																																																																																																																																																								
・卓球(1台)	100円																																																																																																																																																																							
・バドミントン(1面)	120円																																																																																																																																																																							
・バスケットボール(1面)	520円																																																																																																																																																																							
・バレーボール(1面)	520円																																																																																																																																																																							
3 個人使用																																																																																																																																																																								
・柔道場(1回)	100円																																																																																																																																																																							
・剣道場(1回)	100円																																																																																																																																																																							
・トレーニングルーム(1回)	100円																																																																																																																																																																							
・シャワー(1回5分間)	100円																																																																																																																																																																							
4 照明使用料 (単位：円)																																																																																																																																																																								
区分	体育室			柔道場	剣道場	卓球場(ステージ)																																																																																																																																																																		
使用料	全点灯	1/2点灯	1/4点灯																																																																																																																																																																					
1時間	2,100	1,050	520	200	200	200																																																																																																																																																																		
社会体育施設 (単位：円)							北橋村総合グラウンド 北橋村総合グラウンドの設置及び管理に関する条例(第6条) 1 グラウンド使用料(村外者) (単位：円)																																																																																																																																																																	
<table border="1"> <tr> <th>施設名</th> <th colspan="4">1時間につき</th> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <th>村内</th> <th>村外</th> <th>村内</th> <th>村外</th> </tr> <tr> <td>無料</td> <td>350</td> <td>350</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>子持村野球場</td> <td>無料</td> <td>350</td> <td>350</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>旧白郷井中学校体育館</td> <td>無料</td> <td>350</td> <td>350</td> <td>700</td> </tr> </table>			施設名	1時間につき					村内	村外	村内	村外	無料	350	350	700	子持村野球場	無料	350	350	700	旧白郷井中学校体育館	無料	350	350	700					<table border="1"> <tr> <th>施設名</th> <th>午前(7~12時)</th> <th>午後(12~17時)</th> <th>早朝及び夜間</th> </tr> <tr> <td>野球場</td> <td>2,100</td> <td>2,100</td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td>陸上競技場</td> <td>2,100</td> <td>2,100</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td>サッカーコート</td> <td>2,100</td> <td>2,100</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td>軽スポーツ広場</td> <td>2,100</td> <td>2,100</td> <td>1,050</td> </tr> </table>					施設名	午前(7~12時)	午後(12~17時)	早朝及び夜間	野球場	2,100	2,100	2,100	陸上競技場	2,100	2,100	1,050	サッカーコート	2,100	2,100	1,050	軽スポーツ広場	2,100	2,100	1,050																																																																																																																	
施設名	1時間につき																																																																																																																																																																							
	村内	村外	村内	村外																																																																																																																																																																				
	無料	350	350	700																																																																																																																																																																				
子持村野球場	無料	350	350	700																																																																																																																																																																				
旧白郷井中学校体育館	無料	350	350	700																																																																																																																																																																				
施設名	午前(7~12時)	午後(12~17時)	早朝及び夜間																																																																																																																																																																					
野球場	2,100	2,100	2,100																																																																																																																																																																					
陸上競技場	2,100	2,100	1,050																																																																																																																																																																					
サッカーコート	2,100	2,100	1,050																																																																																																																																																																					
軽スポーツ広場	2,100	2,100	1,050																																																																																																																																																																					
横堀運動広場 (単位：円)							2 屋外照明使用料(野球場：30分単位) ・ 村内者 1,050円 ・ 村外者 3,150円																																																																																																																																																																	
<table border="1"> <tr> <th>施設名</th> <th colspan="2">1時間につき</th> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <th>村内</th> <th>村外</th> </tr> <tr> <td>無料</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>野球場</td> <td>無料</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>テニスコート(1面)</td> <td>無料</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>ゲートボール場(1面)</td> <td>無料</td> <td>1,000</td> </tr> </table>			施設名	1時間につき			村内	村外	無料	1,000	野球場	無料	1,000	テニスコート(1面)	無料	1,000	ゲートボール場(1面)	無料	1,000																																																																																																																																																					
施設名	1時間につき																																																																																																																																																																							
	村内	村外																																																																																																																																																																						
	無料	1,000																																																																																																																																																																						
野球場	無料	1,000																																																																																																																																																																						
テニスコート(1面)	無料	1,000																																																																																																																																																																						
ゲートボール場(1面)	無料	1,000																																																																																																																																																																						

協議項目		17	使用料、手数料等の取扱いに関すること		関係項目																																																																																																																																																																																										
現 況							調整理由・課題																																																																																																																																																																																								
【公園・体育施設等使用料】																																																																																																																																																																																															
渋川市			伊香保町			小野上村																																																																																																																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">坂東橋緑地公園 (単位:円)</th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">午前8時30分から午後5時まで</th> <th colspan="2">午前8時30分以前午後5時以降</th> </tr> <tr> <th>市内</th> <th>市外</th> <th>市内</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ソフトボール場</td> <td>専用使用</td> <td>全面</td> <td>800</td> <td>3,200</td> <td>960</td> <td>3,900</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">部分使用</td> <td>1/2面</td> <td>400</td> <td>1,600</td> <td>480</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>1/4面</td> <td>200</td> <td>800</td> <td>240</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>放送設備</td> <td>1時間</td> <td colspan="4"></td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">庭球場</td> <td>専用使用</td> <td>1時間/面</td> <td>260</td> <td>1,000</td> <td>310</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>個人使用</td> <td>1時間/人</td> <td>70</td> <td>260</td> <td>80</td> <td>390</td> </tr> <tr> <td>年間使用</td> <td>1人1年</td> <td colspan="4"></td> <td>市内2,600</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">武道館 (単位:円)</th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">午前8時30分から午後5時まで</th> <th colspan="2">午前8時30分以前午後5時以降</th> </tr> <tr> <th>市内</th> <th>市外</th> <th>市内</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1武道場</td> <td>専用時間</td> <td>480</td> <td>1,920</td> <td>600</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>第2武道場</td> <td>部分時間</td> <td>240</td> <td>960</td> <td>300</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>弓道場</td> <td>個人1回</td> <td>120</td> <td>480</td> <td>120</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>トレーニング室</td> <td>個人1回</td> <td>240</td> <td>960</td> <td>240</td> <td>960</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>時間</td> <td>120</td> <td>480</td> <td>160</td> <td>620</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">年間使用</td> <td>第1武道場 第2武道場 弓道場</td> <td>1年</td> <td>市内 2,400円</td> <td>市外 9,600円</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>トレーニング室</td> <td>1年</td> <td>市内 3,600円</td> <td>市外 14,400円</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>時間</td> <td colspan="4">放送設備 100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>温水シャワー</td> <td>1回</td> <td colspan="3">100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>更衣ロッカー</td> <td>1回</td> <td colspan="3">50円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">市民体育館 (単位:円)</th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">午前8時30分から午後5時まで</th> <th colspan="2">午前8時30分以前午後5時以降</th> </tr> <tr> <th>市内</th> <th>市外</th> <th>市内</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専用使用</td> <td>時間</td> <td>240</td> <td>960</td> <td>300</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>部分使用</td> <td>時間</td> <td>120</td> <td>480</td> <td>150</td> <td>600</td> </tr> </tbody> </table> <p>駅前児童公園 野外ステージ用コンセント 1時間 100円</p>									坂東橋緑地公園 (単位:円)								施設名	区分	単位	午前8時30分から午後5時まで		午前8時30分以前午後5時以降		市内	市外	市内	市外	ソフトボール場	専用使用	全面	800	3,200	960	3,900	部分使用	1/2面	400	1,600	480	2,000	1/4面	200	800	240	1,000	附属設備	放送設備	1時間					100	庭球場	専用使用	1時間/面	260	1,000	310	1,300	個人使用	1時間/人	70	260	80	390	年間使用	1人1年					市内2,600	武道館 (単位:円)								区分	単位	午前8時30分から午後5時まで		午前8時30分以前午後5時以降		市内	市外	市内	市外	第1武道場	専用時間	480	1,920	600	2,400	第2武道場	部分時間	240	960	300	1,200	弓道場	個人1回	120	480	120	480	トレーニング室	個人1回	240	960	240	960	会議室	時間	120	480	160	620	年間使用	第1武道場 第2武道場 弓道場	1年	市内 2,400円	市外 9,600円			トレーニング室	1年	市内 3,600円	市外 14,400円			附属設備	時間	放送設備 100円						温水シャワー	1回	100円					更衣ロッカー	1回	50円				市民体育館 (単位:円)								区分	単位	午前8時30分から午後5時まで		午前8時30分以前午後5時以降		市内	市外	市内	市外	専用使用	時間	240	960	300	1,200	部分使用	時間	120	480	150	600	-			-		
坂東橋緑地公園 (単位:円)																																																																																																																																																																																															
施設名	区分	単位	午前8時30分から午後5時まで		午前8時30分以前午後5時以降																																																																																																																																																																																										
			市内	市外	市内	市外																																																																																																																																																																																									
ソフトボール場	専用使用	全面	800	3,200	960	3,900																																																																																																																																																																																									
	部分使用	1/2面	400	1,600	480	2,000																																																																																																																																																																																									
		1/4面	200	800	240	1,000																																																																																																																																																																																									
附属設備	放送設備	1時間					100																																																																																																																																																																																								
庭球場	専用使用	1時間/面	260	1,000	310	1,300																																																																																																																																																																																									
	個人使用	1時間/人	70	260	80	390																																																																																																																																																																																									
	年間使用	1人1年					市内2,600																																																																																																																																																																																								
武道館 (単位:円)																																																																																																																																																																																															
区分	単位	午前8時30分から午後5時まで		午前8時30分以前午後5時以降																																																																																																																																																																																											
		市内	市外	市内	市外																																																																																																																																																																																										
第1武道場	専用時間	480	1,920	600	2,400																																																																																																																																																																																										
第2武道場	部分時間	240	960	300	1,200																																																																																																																																																																																										
弓道場	個人1回	120	480	120	480																																																																																																																																																																																										
トレーニング室	個人1回	240	960	240	960																																																																																																																																																																																										
会議室	時間	120	480	160	620																																																																																																																																																																																										
年間使用	第1武道場 第2武道場 弓道場	1年	市内 2,400円	市外 9,600円																																																																																																																																																																																											
	トレーニング室	1年	市内 3,600円	市外 14,400円																																																																																																																																																																																											
附属設備	時間	放送設備 100円																																																																																																																																																																																													
	温水シャワー	1回	100円																																																																																																																																																																																												
	更衣ロッカー	1回	50円																																																																																																																																																																																												
市民体育館 (単位:円)																																																																																																																																																																																															
区分	単位	午前8時30分から午後5時まで		午前8時30分以前午後5時以降																																																																																																																																																																																											
		市内	市外	市内	市外																																																																																																																																																																																										
専用使用	時間	240	960	300	1,200																																																																																																																																																																																										
部分使用	時間	120	480	150	600																																																																																																																																																																																										

協議項目	17	使用料、手数料等の取扱いに関すること	関係項目		調整理由・課題																																																																																																																																																																																																			
現 況																																																																																																																																																																																																								
【公園・体育施設等使用料】																																																																																																																																																																																																								
子持村		赤城村		北橋村																																																																																																																																																																																																				
<p>子持村運動施設 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料</th> <th colspan="2">照明料</th> </tr> <tr> <th>村内</th> <th>村外</th> <th>村内</th> <th>村外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野球場</td> <td>1時間</td> <td>無料</td> <td>1000</td> <td>3000</td> <td>6000</td> </tr> <tr> <td>多目的広場</td> <td>1時間</td> <td>無料</td> <td>1000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>テニスコート(1面)</td> <td>1時間</td> <td>無料</td> <td>1000</td> <td>500</td> <td>1500</td> </tr> <tr> <td>農業者トレーニングセンター</td> <td></td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理センター</td> <td></td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>弓道場</td> <td></td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水泳プール</td> <td>1回</td> <td colspan="2">高校生以上 100円 中学生まで 50円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ふれあい公園 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">施設名</th> <th colspan="3">村 内</th> <th colspan="3">村 外</th> </tr> <tr> <th colspan="3">個人的使用等の場合</th> <th rowspan="2">半日</th> <th rowspan="2">1日</th> <th rowspan="2">夜間</th> </tr> <tr> <th>半日</th> <th>1日</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茶室</td> <td>2500</td> <td>5000</td> <td>2500</td> <td>5000</td> <td>10000</td> <td>5000</td> </tr> <tr> <td>ミニサッカー場</td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>1000</td> <td>2000</td> <td>600</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">1時間につき</th> </tr> <tr> <th>村 内</th> <th>村 外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ミニサッカー場照明</td> <td>350円</td> <td>700円</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	区分	使用料		照明料		村内	村外	村内	村外	野球場	1時間	無料	1000	3000	6000	多目的広場	1時間	無料	1000			テニスコート(1面)	1時間	無料	1000	500	1500	農業者トレーニングセンター		無料	無料			管理センター		無料	無料			弓道場		無料	無料			水泳プール	1回	高校生以上 100円 中学生まで 50円				施設名	村 内			村 外			個人的使用等の場合			半日	1日	夜間	半日	1日	夜間	茶室	2500	5000	2500	5000	10000	5000	ミニサッカー場	無料	無料	無料	1000	2000	600	施設名	1時間につき		村 内	村 外	ミニサッカー場照明	350円	700円	<p>総合運動自然公園(続) (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額(円)</th> <th>徴収の時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">野球場</td> <td rowspan="2">早朝</td> <td>7時</td> <td>420</td> <td rowspan="7">使用の承認を受けたとき</td> </tr> <tr> <td>8時</td> <td>840</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">12時</td> <td>12時</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td>17時</td> <td>630</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">19時</td> <td>19時</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td>21時</td> <td>30分</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>照明料金</td> <td>1,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">テニスコート</td> <td>1コート当たり</td> <td>1時間</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>1コート30分</td> <td>照明料金</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ゲートボール場</td> <td rowspan="3">1コート当たり</td> <td>9～13時</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>13～17時</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">弓道場</td> <td rowspan="4"></td> <td>9～13時</td> <td>840</td> </tr> <tr> <td>13～17時</td> <td>840</td> </tr> <tr> <td>17～21時</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>照明料金</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>60分</td> <td>210</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>シャワー</td> <td>1回</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放送設備</td> <td>1回</td> <td>520</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>敷島緑地公園マレットゴルフ場 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単位</th> <th>区分</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一日</td> <td>大人</td> <td>200</td> <td rowspan="2">子供は小学生をいう</td> </tr> <tr> <td>子供</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	金額(円)	徴収の時期	備考	野球場	早朝	7時	420	使用の承認を受けたとき	8時	840	12時	12時	1,050	17時	630	19時	19時	1,050	21時	30分	1,000	30分	照明料金	1,000		テニスコート	1コート当たり	1時間	210	1コート30分	照明料金	200	ゲートボール場	1コート当たり	9～13時	520	13～17時	520	1日	1,050	弓道場		9～13時	840	13～17時	840	17～21時	1,050	30分	照明料金	100	会議室	60分	210			シャワー	1回	100			放送設備	1回	520			単位	区分	金額	備考	一日	大人	200	子供は小学生をいう	子供	100	<p>北橋村公園 北橋村公園条例(第7条) (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">公園名</th> <th rowspan="2">有料公園施設の名称</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>9～21時 2時間単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">愛宕山ふるさと公園</td> <td rowspan="3">テニスコート</td> <td rowspan="3">個人</td> <td>1人</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>3,150</td> </tr> <tr> <td>占有 1面</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">弓道場</td> <td rowspan="2">個人</td> <td>1年</td> <td>3,150</td> </tr> <tr> <td>占有 全面</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>野外ステージ</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">5時間以内1,050円とし、5時間以上1時間増すごとに100円を加算する。ただし、1日最高1,570円を限度とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>摘要</p> <ol style="list-style-type: none"> 本村住民以外の者が利用する場合は、この表に定める使用料の2倍の使用料を徴収する。 高校生以下の利用は、この表に定める使用料の半額とする。 照明設備(弓道場除く)を利用する場合の電気料金は、1時間当たり金520円とする。ただし、テニスコートの個人利用は、1時間当たり金100円とする。 テニスコートの占有利用は、6人以上の団体に適用する。 使用時間については、5月から10月までの期間は、午後9時30分までとする。 		公園名	有料公園施設の名称	区分	使用料		単位	9～21時 2時間単位	愛宕山ふるさと公園	テニスコート	個人	1人	210	1人	3,150	占有 1面	1,050	弓道場	個人	1年	3,150	占有 全面	520	野外ステージ			5時間以内1,050円とし、5時間以上1時間増すごとに100円を加算する。ただし、1日最高1,570円を限度とする。	
施設名	区分			使用料		照明料																																																																																																																																																																																																		
		村内	村外	村内	村外																																																																																																																																																																																																			
野球場	1時間	無料	1000	3000	6000																																																																																																																																																																																																			
多目的広場	1時間	無料	1000																																																																																																																																																																																																					
テニスコート(1面)	1時間	無料	1000	500	1500																																																																																																																																																																																																			
農業者トレーニングセンター		無料	無料																																																																																																																																																																																																					
管理センター		無料	無料																																																																																																																																																																																																					
弓道場		無料	無料																																																																																																																																																																																																					
水泳プール	1回	高校生以上 100円 中学生まで 50円																																																																																																																																																																																																						
施設名	村 内			村 外																																																																																																																																																																																																				
	個人的使用等の場合			半日	1日	夜間																																																																																																																																																																																																		
	半日	1日	夜間																																																																																																																																																																																																					
茶室	2500	5000	2500	5000	10000	5000																																																																																																																																																																																																		
ミニサッカー場	無料	無料	無料	1000	2000	600																																																																																																																																																																																																		
施設名	1時間につき																																																																																																																																																																																																							
	村 内	村 外																																																																																																																																																																																																						
ミニサッカー場照明	350円	700円																																																																																																																																																																																																						
区分	単位	金額(円)	徴収の時期	備考																																																																																																																																																																																																				
野球場	早朝	7時	420	使用の承認を受けたとき																																																																																																																																																																																																				
		8時	840																																																																																																																																																																																																					
	12時	12時	1,050																																																																																																																																																																																																					
		17時	630																																																																																																																																																																																																					
	19時	19時	1,050																																																																																																																																																																																																					
		21時	30分		1,000																																																																																																																																																																																																			
	30分	照明料金	1,000																																																																																																																																																																																																					
テニスコート	1コート当たり	1時間	210																																																																																																																																																																																																					
	1コート30分	照明料金	200																																																																																																																																																																																																					
ゲートボール場	1コート当たり	9～13時	520																																																																																																																																																																																																					
		13～17時	520																																																																																																																																																																																																					
		1日	1,050																																																																																																																																																																																																					
弓道場		9～13時	840																																																																																																																																																																																																					
		13～17時	840																																																																																																																																																																																																					
		17～21時	1,050																																																																																																																																																																																																					
		30分	照明料金	100																																																																																																																																																																																																				
会議室	60分	210																																																																																																																																																																																																						
シャワー	1回	100																																																																																																																																																																																																						
放送設備	1回	520																																																																																																																																																																																																						
単位	区分	金額	備考																																																																																																																																																																																																					
一日	大人	200	子供は小学生をいう																																																																																																																																																																																																					
	子供	100																																																																																																																																																																																																						
公園名	有料公園施設の名称	区分	使用料																																																																																																																																																																																																					
			単位	9～21時 2時間単位																																																																																																																																																																																																				
愛宕山ふるさと公園	テニスコート	個人	1人	210																																																																																																																																																																																																				
			1人	3,150																																																																																																																																																																																																				
			占有 1面	1,050																																																																																																																																																																																																				
	弓道場	個人	1年	3,150																																																																																																																																																																																																				
			占有 全面	520																																																																																																																																																																																																				
野外ステージ			5時間以内1,050円とし、5時間以上1時間増すごとに100円を加算する。ただし、1日最高1,570円を限度とする。																																																																																																																																																																																																					

協議項目	17 使用料、手数料等の取扱いに関すること	関係項目		調整理由・課題												
現			況													
【公園・体育施設等使用料】																
渋川市		伊香保町		小野上村												
<table border="1" data-bbox="261 531 905 636"> <thead> <tr> <th colspan="3" data-bbox="261 531 905 556">学校運動場照明施設</th> </tr> <tr> <th data-bbox="261 556 388 581">区分</th> <th data-bbox="388 556 513 581">単位</th> <th data-bbox="513 556 905 581">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="261 581 388 606">専用使用</td> <td data-bbox="388 581 513 606">1時間</td> <td data-bbox="513 581 905 606">2,400円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="261 606 388 632">部分使用</td> <td data-bbox="388 606 513 632">1時間</td> <td data-bbox="513 606 905 632">1,200円(照明灯4基以下の使用)</td> </tr> </tbody> </table>					学校運動場照明施設			区分	単位	使用料	専用使用	1時間	2,400円	部分使用	1時間	1,200円(照明灯4基以下の使用)
学校運動場照明施設																
区分	単位	使用料														
専用使用	1時間	2,400円														
部分使用	1時間	1,200円(照明灯4基以下の使用)														

協議項目		17 使用料、手数料等の取扱いに関すること		関係項目		調整理由・課題																																																																							
現				況																																																																									
【公園・体育施設等使用料】																																																																													
子持村		赤城村			北橋村																																																																								
学校体育施設 (単位：円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>1時間</th> <th>照明(1時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上白井小学校校庭夜間照明</td> <td></td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>上白井小学校屋内運動場</td> <td>200</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>中郷小学校屋内運動場</td> <td>400</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>長尾小学校屋内運動場</td> <td>400</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>子持中学校屋内運動場(全面)</td> <td>500</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>子持中学校屋内運動場(半面)</td> <td>400</td> <td>400</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	1時間	照明(1時間)	上白井小学校校庭夜間照明		350	上白井小学校屋内運動場	200	200	中郷小学校屋内運動場	400	400	長尾小学校屋内運動場	400	400	子持中学校屋内運動場(全面)	500	500	子持中学校屋内運動場(半面)	400	400	村立学校使用料 (単位：円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額(円)</th> <th>徴収の時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋内運動場</td> <td>午前</td> <td>1,260</td> <td rowspan="6">使用の承認を受けたとき</td> <td rowspan="6">村外の者が使用する場合は左記の額に100分の200を乗じた額とする。ただし、照明料金は除く。</td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td>1,260</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>1,260</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">30分</td> <td>照明料金</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>17~19時</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋外運動場</td> <td>19~22時</td> <td>840</td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>照明料金</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">武道館</td> <td>午前</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>照明料金</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table>			区分	単位	金額(円)	徴収の時期	備考	屋内運動場	午前	1,260	使用の承認を受けたとき	村外の者が使用する場合は左記の額に100分の200を乗じた額とする。ただし、照明料金は除く。	午後	1,260	夜間	1,260	30分	照明料金	400	30分	17~19時	520	屋外運動場	19~22時	840	30分	照明料金	500	武道館	午前	520	午後	520	夜間	520	30分	照明料金	300	学校屋内運動場(体育館)照明使用料 (単位：円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">橘小学校屋内運動場</td> <td>1/2点灯</td> <td>520 / 時間</td> </tr> <tr> <td>全点灯</td> <td>1,040 / 時間</td> </tr> <tr> <td>橘北小学校屋内運動場</td> <td>全点灯</td> <td>520 / 時間</td> </tr> <tr> <td>北橋中学校屋内運動場</td> <td>全点灯</td> <td>520 / 時間</td> </tr> </tbody> </table>			名称	使用料	橘小学校屋内運動場	1/2点灯	520 / 時間	全点灯	1,040 / 時間	橘北小学校屋内運動場	全点灯	520 / 時間	北橋中学校屋内運動場	全点灯	520 / 時間
施設名	1時間	照明(1時間)																																																																											
上白井小学校校庭夜間照明		350																																																																											
上白井小学校屋内運動場	200	200																																																																											
中郷小学校屋内運動場	400	400																																																																											
長尾小学校屋内運動場	400	400																																																																											
子持中学校屋内運動場(全面)	500	500																																																																											
子持中学校屋内運動場(半面)	400	400																																																																											
区分	単位	金額(円)	徴収の時期	備考																																																																									
屋内運動場	午前	1,260	使用の承認を受けたとき	村外の者が使用する場合は左記の額に100分の200を乗じた額とする。ただし、照明料金は除く。																																																																									
	午後	1,260																																																																											
	夜間	1,260																																																																											
30分	照明料金	400																																																																											
	30分	17~19時			520																																																																								
屋外運動場	19~22時	840																																																																											
	30分	照明料金	500																																																																										
武道館	午前	520																																																																											
	午後	520																																																																											
	夜間	520																																																																											
	30分	照明料金	300																																																																										
名称	使用料																																																																												
橘小学校屋内運動場	1/2点灯	520 / 時間																																																																											
	全点灯	1,040 / 時間																																																																											
橘北小学校屋内運動場	全点灯	520 / 時間																																																																											
北橋中学校屋内運動場	全点灯	520 / 時間																																																																											

協議項目	17	使用料、手数料等の取扱いに関すること	関係項目																																																																																																																																																																																											
現		況		調整理由・課題																																																																																																																																																																																										
【公民館施設等使用料】																																																																																																																																																																																														
<p style="text-align: center;">渋川市</p> <p style="text-align: center;">公民館使用料 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">使用箇所</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">中央公民館</td> <td>講堂</td> <td>3,600</td> <td>4,800</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>第1学習室</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>第2学習室</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>第3学習室</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>第1研修室</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>第2研修室</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>講義室</td> <td>1,100</td> <td>1,100</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>視聴覚・音楽室</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>視聴覚研修室</td> <td>400</td> <td>400</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>工芸実習室</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>展示ホール</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">渋川公民館</td> <td>講堂</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>400</td> <td>400</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>400</td> <td>400</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">西部公民館</td> <td>多目的ホール</td> <td>400</td> <td>400</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>創作室</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>第1会議室</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>第2会議室</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">金島公民館</td> <td>視聴覚学習室</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>和室(舞台付)</td> <td>1,200</td> <td>1,800</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>創作室</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>第1研修室</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>第2研修室</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">古巻公民館</td> <td>ホール</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">豊秋公民館</td> <td>第1談話室</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>第2談話室</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>ホール</td> <td>400</td> <td>400</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table> <p>使用者が市外の者で会議等で使用する場合 ・規定使用料の2倍の額</p>		名称	使用箇所	使用料			午前	午後	夜間	中央公民館	講堂	3,600	4,800	6,000	第1学習室	600	600	800	第2学習室	600	600	800	第3学習室	600	600	800	第1研修室	600	600	800	第2研修室	600	600	800	講義室	1,100	1,100	1,600	視聴覚・音楽室	800	800	1,200	視聴覚研修室	400	400	500	調理実習室	800	800	1,200	工芸実習室	800	800	1,200	展示ホール	600	600	800	渋川公民館	講堂	1,000	1,000	1,200	会議室	400	400	500	和室	400	400	500	西部公民館	多目的ホール	400	400	500	創作室	600	600	700	第1会議室	100	100	200	第2会議室	100	100	200	金島公民館	視聴覚学習室	600	600	800	和室(舞台付)	1,200	1,800	2,400	創作室	600	600	800	第1研修室	600	600	800	第2研修室	600	600	800	古巻公民館	ホール	500	500	700	和室	200	200	400	調理室	600	600	700	豊秋公民館	第1談話室	100	100	200	第2談話室	100	100	200	調理室	600	600	700	ホール	400	400	500	<p style="text-align: center;">伊香保町</p> <p style="text-align: center;">伊香保コミュニティセンター 上野コミュニティセンター</p> <p>・使用料...無料 ・但し、光熱費として、1時間500円(冬期間暖房を使用する場合1時間1,000円)徴収することができる。</p>	<p style="text-align: center;">小野上村</p> <p style="text-align: center;">小野上村基幹集落センター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>時間</th> <th>8:30~17:00</th> <th>17:00~21:00</th> <th>8:30~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談室</td> <td></td> <td>510円</td> <td>620円</td> <td>310円</td> <td>310円</td> </tr> <tr> <td>図書室</td> <td></td> <td>510円</td> <td>620円</td> <td>310円</td> <td>310円</td> </tr> <tr> <td>娯楽室</td> <td></td> <td>510円</td> <td>620円</td> <td>310円</td> <td>310円</td> </tr> <tr> <td>保健室</td> <td></td> <td>510円</td> <td>620円</td> <td>310円</td> <td>310円</td> </tr> <tr> <td>集会室</td> <td></td> <td>510円</td> <td>620円</td> <td>310円</td> <td>310円</td> </tr> <tr> <td>研修室(西)</td> <td></td> <td>1,030円</td> <td>1,240円</td> <td>520円</td> <td>520円</td> </tr> <tr> <td>研修室(東)</td> <td></td> <td>1,030円</td> <td>1,240円</td> <td>520円</td> <td>520円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	時間	8:30~17:00	17:00~21:00	8:30~12:00	12:00~17:00	相談室		510円	620円	310円	310円	図書室		510円	620円	310円	310円	娯楽室		510円	620円	310円	310円	保健室		510円	620円	310円	310円	集会室		510円	620円	310円	310円	研修室(西)		1,030円	1,240円	520円	520円	研修室(東)		1,030円	1,240円	520円	520円	
名称	使用箇所			使用料																																																																																																																																																																																										
		午前	午後	夜間																																																																																																																																																																																										
中央公民館	講堂	3,600	4,800	6,000																																																																																																																																																																																										
	第1学習室	600	600	800																																																																																																																																																																																										
	第2学習室	600	600	800																																																																																																																																																																																										
	第3学習室	600	600	800																																																																																																																																																																																										
	第1研修室	600	600	800																																																																																																																																																																																										
	第2研修室	600	600	800																																																																																																																																																																																										
	講義室	1,100	1,100	1,600																																																																																																																																																																																										
	視聴覚・音楽室	800	800	1,200																																																																																																																																																																																										
	視聴覚研修室	400	400	500																																																																																																																																																																																										
	調理実習室	800	800	1,200																																																																																																																																																																																										
	工芸実習室	800	800	1,200																																																																																																																																																																																										
	展示ホール	600	600	800																																																																																																																																																																																										
	渋川公民館	講堂	1,000	1,000	1,200																																																																																																																																																																																									
会議室		400	400	500																																																																																																																																																																																										
和室		400	400	500																																																																																																																																																																																										
西部公民館	多目的ホール	400	400	500																																																																																																																																																																																										
	創作室	600	600	700																																																																																																																																																																																										
	第1会議室	100	100	200																																																																																																																																																																																										
	第2会議室	100	100	200																																																																																																																																																																																										
金島公民館	視聴覚学習室	600	600	800																																																																																																																																																																																										
	和室(舞台付)	1,200	1,800	2,400																																																																																																																																																																																										
	創作室	600	600	800																																																																																																																																																																																										
	第1研修室	600	600	800																																																																																																																																																																																										
	第2研修室	600	600	800																																																																																																																																																																																										
古巻公民館	ホール	500	500	700																																																																																																																																																																																										
	和室	200	200	400																																																																																																																																																																																										
	調理室	600	600	700																																																																																																																																																																																										
豊秋公民館	第1談話室	100	100	200																																																																																																																																																																																										
	第2談話室	100	100	200																																																																																																																																																																																										
	調理室	600	600	700																																																																																																																																																																																										
	ホール	400	400	500																																																																																																																																																																																										
区分	時間	8:30~17:00	17:00~21:00	8:30~12:00	12:00~17:00																																																																																																																																																																																									
相談室		510円	620円	310円	310円																																																																																																																																																																																									
図書室		510円	620円	310円	310円																																																																																																																																																																																									
娯楽室		510円	620円	310円	310円																																																																																																																																																																																									
保健室		510円	620円	310円	310円																																																																																																																																																																																									
集会室		510円	620円	310円	310円																																																																																																																																																																																									
研修室(西)		1,030円	1,240円	520円	520円																																																																																																																																																																																									
研修室(東)		1,030円	1,240円	520円	520円																																																																																																																																																																																									
<p style="text-align: center;">婚礼衣装等使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>区分</th> <th>使用料1回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">婚礼衣装</td> <td rowspan="2">うちかけ</td> <td>男子礼服</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>和服</td> <td>5,500</td> </tr> <tr> <td>江戸つま</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">祭壇</td> <td>一式</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>一式</td> <td>4,000</td> </tr> </tbody> </table>		品名	区分	使用料1回	婚礼衣装	うちかけ	男子礼服	2,000	和服	5,500	江戸つま	4,000	祭壇	一式	5,000	一式	4,000																																																																																																																																																																													
品名	区分	使用料1回																																																																																																																																																																																												
婚礼衣装	うちかけ	男子礼服	2,000																																																																																																																																																																																											
		和服	5,500																																																																																																																																																																																											
	江戸つま	4,000																																																																																																																																																																																												
祭壇	一式	5,000																																																																																																																																																																																												
	一式	4,000																																																																																																																																																																																												

協議項目	17	使用料、手数料等の取扱いに関すること	関係項目																																																																											
現 況				調整理由・課題																																																																										
【公民館施設等使用料】																																																																														
渋川市		伊香保町		小野上村																																																																										
<p>金島ふれあいセンター (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的フロア</td> <td>4,500</td> <td>6,000</td> <td>7,500</td> </tr> <tr> <td>可動客席</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>ホール(楽屋付)</td> <td>1,800</td> <td>2,400</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>視聴覚学習室</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>和室(舞台付)</td> <td>1,200</td> <td>1,800</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>創作室</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>第1研修室</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>第2研修室</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>800</td> </tr> </tbody> </table> <p>会議室等を販売等又は入場料その他の料金を徴収して使用する場合の使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市住民が使用する場合 規定使用料の2倍の額 ・市外の者が使用する場合 規定使用料の3倍の額 <p>入場料をとらない場合で市外者が使用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規定使用料の2倍の額 		施設区分	使用料			午前	午後	夜間	多目的フロア	4,500	6,000	7,500	可動客席	1,200	1,200	1,200	ホール(楽屋付)	1,800	2,400	2,400	視聴覚学習室	600	600	800	和室(舞台付)	1,200	1,800	2,400	創作室	600	600	800	第1研修室	600	600	800	第2研修室	600	600	800			<p>小野上村生活改善センター(小野子・村上) (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">時間 使用月</th> <th>8:30</th> <th>17:00</th> <th>8:30</th> </tr> <tr> <th>~17:00</th> <th>~21:00</th> <th>~21:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">研修室(大)</td> <td>4~10月</td> <td>1,030</td> <td>1,240</td> <td>1,550</td> </tr> <tr> <td>11~3月</td> <td>1,240</td> <td>1,550</td> <td>2,060</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">研修室(西)</td> <td>4~10月</td> <td>510</td> <td>620</td> <td>720</td> </tr> <tr> <td>11~3月</td> <td>620</td> <td>820</td> <td>1,030</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">調理実習室</td> <td>4~10月</td> <td>1,030</td> <td>1,240</td> <td>1,550</td> </tr> <tr> <td>11~3月</td> <td>1,240</td> <td>1,550</td> <td>2,060</td> </tr> </tbody> </table>	区分	時間 使用月	8:30	17:00	8:30	~17:00	~21:00	~21:00	研修室(大)	4~10月	1,030	1,240	1,550	11~3月	1,240	1,550	2,060	研修室(西)	4~10月	510	620	720	11~3月	620	820	1,030	調理実習室	4~10月	1,030	1,240	1,550	11~3月	1,240	1,550	2,060
施設区分	使用料																																																																													
	午前	午後	夜間																																																																											
多目的フロア	4,500	6,000	7,500																																																																											
可動客席	1,200	1,200	1,200																																																																											
ホール(楽屋付)	1,800	2,400	2,400																																																																											
視聴覚学習室	600	600	800																																																																											
和室(舞台付)	1,200	1,800	2,400																																																																											
創作室	600	600	800																																																																											
第1研修室	600	600	800																																																																											
第2研修室	600	600	800																																																																											
区分	時間 使用月	8:30	17:00	8:30																																																																										
		~17:00	~21:00	~21:00																																																																										
研修室(大)	4~10月	1,030	1,240	1,550																																																																										
	11~3月	1,240	1,550	2,060																																																																										
研修室(西)	4~10月	510	620	720																																																																										
	11~3月	620	820	1,030																																																																										
調理実習室	4~10月	1,030	1,240	1,550																																																																										
	11~3月	1,240	1,550	2,060																																																																										

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	17 使用料、手数料等の取扱いに関すること	関係項目																							
現 況			調整理由・課題																						
【公民館施設等使用料】																									
子持村	赤城村 住民センター (単位:円) <table border="1" data-bbox="928 527 1522 779"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>徴収の時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">和室</td> <td>午前</td> <td>520</td> <td rowspan="6">使用の承認を受けたとき</td> <td rowspan="6">村外の者が使用する場合は、左記の額に100分の200を乗じた額とする。</td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ホール</td> <td>午前</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>1,050</td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	金額	徴収の時期	備考	和室	午前	520	使用の承認を受けたとき	村外の者が使用する場合は、左記の額に100分の200を乗じた額とする。	午後	520	夜間	1,050	ホール	午前	520	午後	520	夜間	1,050	北橋村	
区分	単位	金額	徴収の時期	備考																					
和室	午前	520	使用の承認を受けたとき	村外の者が使用する場合は、左記の額に100分の200を乗じた額とする。																					
	午後	520																							
	夜間	1,050																							
ホール	午前	520																							
	午後	520																							
	夜間	1,050																							

協議項目	17	使用料、手数料等の取扱いに関すること	関係項目																																					
現 況				調整理由・課題																																				
【美術館、資料館等使用料】																																								
澁川市		伊香保町		小野上村																																				
澁川市美術館 1 観覧料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>観 覧 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常設の展示を行っている場合</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>特別の企画による展示を行っている場合</td> <td>1,000円の範囲内で教育長がその都度定める額</td> </tr> <tr> <td>模写・模造</td> <td>800円 (特別観覧料)</td> </tr> <tr> <td>撮影(学術研究等を目的とするもの)</td> <td>800円 (特別観覧料)</td> </tr> <tr> <td>撮影(出版等の収入を伴うもの)</td> <td>3,000円 (特別観覧料)</td> </tr> <tr> <td>熟覧</td> <td>300円 (特別観覧料)</td> </tr> </tbody> </table> 身障者(法第4条で定める者)及びその介護人1名、65歳以上の者、中学生、小学生、小学校就学前の者は無料 2 使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>区 分</th> <th>使用料</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市民ギャラリー</td> <td>全 室</td> <td>9,000円</td> <td rowspan="3">1日の使用につき</td> </tr> <tr> <td>A 室</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>B 室</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	観 覧 料	常設の展示を行っている場合	200円	特別の企画による展示を行っている場合	1,000円の範囲内で教育長がその都度定める額	模写・模造	800円 (特別観覧料)	撮影(学術研究等を目的とするもの)	800円 (特別観覧料)	撮影(出版等の収入を伴うもの)	3,000円 (特別観覧料)	熟覧	300円 (特別観覧料)	区 分	区 分	使用料	摘 要	市民ギャラリー	全 室	9,000円	1日の使用につき	A 室	6,000円	B 室	4,000円	徳富蘆花記念文学館観覧料(一人につき) <table border="1"> <tbody> <tr> <td>個人一般</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>個人小中高校生</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>団体一般</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>団体小中高校生</td> <td>150円</td> </tr> </tbody> </table> 徳富蘆花記念文学館研究図書室利用料 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>一人一時間につき</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>		個人一般	350円	個人小中高校生	200円	団体一般	300円	団体小中高校生	150円	一人一時間につき	100円	
区 分	観 覧 料																																							
常設の展示を行っている場合	200円																																							
特別の企画による展示を行っている場合	1,000円の範囲内で教育長がその都度定める額																																							
模写・模造	800円 (特別観覧料)																																							
撮影(学術研究等を目的とするもの)	800円 (特別観覧料)																																							
撮影(出版等の収入を伴うもの)	3,000円 (特別観覧料)																																							
熟覧	300円 (特別観覧料)																																							
区 分	区 分	使用料	摘 要																																					
市民ギャラリー	全 室	9,000円	1日の使用につき																																					
	A 室	6,000円																																						
	B 室	4,000円																																						
個人一般	350円																																							
個人小中高校生	200円																																							
団体一般	300円																																							
団体小中高校生	150円																																							
一人一時間につき	100円																																							
子持村		赤城村		北橋村																																				
		赤城村歴史資料館観覧料 (単位:円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>個 人</th> <th>団体(20人以上)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 般</td> <td>100</td> <td>80</td> <td rowspan="2">村内居住者は免除</td> </tr> <tr> <td>小・中・高の生徒及び児童</td> <td>50</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	個 人	団体(20人以上)	備 考	一 般	100	80	村内居住者は免除	小・中・高の生徒及び児童	50	30	北橋村民芸関係施設(歴史民俗資料館) 北橋村民芸関係施設(歴史民俗資料館)の設置及び管理に関する条例(第8条) ・入館料(1人につき) 【個人】 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>児童、生徒、学生</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> 【団体(20人以上)】 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>児童、生徒、学生</td> <td>80円</td> </tr> </tbody> </table>	一般	210円	児童、生徒、学生	100円	一般	160円	児童、生徒、学生	80円																	
区 分	個 人	団体(20人以上)	備 考																																					
一 般	100	80	村内居住者は免除																																					
小・中・高の生徒及び児童	50	30																																						
一般	210円																																							
児童、生徒、学生	100円																																							
一般	160円																																							
児童、生徒、学生	80円																																							

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	17	使用料、手数料等の取扱いに関すること		関係項目			調整理由・課題
現況							
2. 手数料の現況							
項	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
手数料関係 (総務企画部会)	・所得証明 300円/件	・所得証明 300円/件	・所得証明 300円/件	・所得証明 300円/件	・所得証明 300円/件	・所得証明 300円/件	
	・税に関する証明 300円/件	・税に関する証明 300円/件	・税に関する証明 300円/件	・税に関する証明 300円/件	・税に関する証明 300円/件	・税に関する証明 300円/件	
	・固定資産に関する証明 300円/件 (ただし1筆、1棟増す ごとに30円を加える)	・固定資産に関する証明 300円/件 (ただし1筆、1件増す ごとに50円を加える)	・固定資産に関する証明 300円/件 (ただし証明書1枚を もって1件とする)	・固定資産に関する証明 300円/件 (ただし1筆、1棟増す 毎に30円を加える)	・固定資産に関する証明 300円/件	・固定資産に関する証明 300円/件	
	・固定資産課税台帳、土 地・家屋名寄帳又は地 籍図の閲覧 300円/回	・固定資産課税台帳、土 地・家屋名寄帳又は地 籍図の閲覧 300円/回	・固定資産課税台帳、土 地・家屋名寄帳又は地 籍図の閲覧 300円/冊 (ただし証明書1枚を もって1件とする)	・固定資産課税台帳、土 地・家屋名寄帳又は地 籍図の閲覧 300円/回 (ただし1筆1件とし、 1棟増す毎に30円を加え る)	・固定資産課税台帳、土 地・家屋名寄帳又は地 籍図の閲覧 300円/回)	・固定資産課税台帳、土 地・家屋名寄帳又は地 籍図の閲覧 300円/回	
	・地籍図の交付 300円/枚	・地籍図の交付 300円/枚	・地籍図の交付 300円/枚	・地籍図の交付 300円/枚	・地籍図の交付 300円/枚	・地籍図の交付 300円/枚	
	・公図の写しの交付 300円/枚	・公図の写しの交付 300円/枚	・公図の写しの交付 300円/枚	・公図の写しの交付 300円/枚	・公図の写しの交付 300円/枚	・公図の写しの交付 300円/枚	
	・土地家屋現況図の交付 1,000円/枚(A1サイズ) (ただし、A2サイズ1枚 につき300円)	・不交付	・不交付	・不交付 ・地番図の交付 10円/枚	・不交付	・不交付	
	・納税証明 300円/件	・納税証明 300円/件	・納税証明 300円/件	・納税証明 300円/件	・納税証明 300円/件	・納税証明 300円/件	
	・住宅用家屋証明申請 1,300円/件	・住宅用家屋証明申請 1300円/件	・住宅用家屋証明申請 1,300円/件	・住宅用家屋証明申請 1,300円/件	・住宅用家屋証明申請 1,300円/件	・住宅用家屋証明申請 1,300円/件	
	・その他事実に関する証 明 300円/件	・その他事実に関する証明 300円/件	・その他に関する証明 300円/件	・その他の証明 300円/件	・その他の証明 300円/件	・その他の証明 300円/件	

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	17	使用料、手数料等の取扱いに関すること		関係項目			調整理由・課題
現				況			
項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
手数料関係 〔住民部会〕	・戸籍の全部事項証明(戸籍謄本)、戸籍の一部事項証明(戸籍抄本) 450円/通	・戸籍謄本、抄本 450円/通	・戸籍謄本、抄本 450円/通	・戸籍謄本、抄本 450円/通	・戸籍の全部事項証明(戸籍謄本)、戸籍の一部事項証明(戸籍抄本) H16.6電算化予定 450円/通	・戸籍謄本、抄本 450円/通	
	・戸籍の記載事項証明の交付(証明事項1件につき) 350円/件	・戸籍の記載事項証明の交付 350円/件	・戸籍の記載事項証明の交付 350円/件	・戸籍の記載事項証明の交付 350円/件	・戸籍の記載事項証明の交付 350円/件	・戸籍の記載事項証明の交付 350円/件	
	・除籍の全部事項証明(除籍謄本)、除籍の一部事項証明(除籍抄本) 750円/通	・除籍の謄本、抄本 750円/通	・除籍の謄本、抄本 750円/通	・除籍の謄本、抄本 750円/通	・除籍の全部事項証明(除籍謄本)、除籍の一部事項証明(除籍抄本) H16.6電算化予定 750円/通	・除籍の謄本、抄本 750円/通	
	・除籍の記載事項証明の交付(証明事項1件につき) 450円/件	・除籍の記載事項証明の交付 450円/件	・除籍の記載事項証明の交付 450円/件	・除籍の記載事項証明の交付 450円/件	・除籍の記載事項証明の交付 450円/件	・除籍の記載事項証明の交付 450円/件	
	・戸籍の附票の写しの交付 300円/件	・戸籍の附票の写しの交付 300円/件	・戸籍の附票の写しの交付 300円/件	・戸籍の附票の写しの交付 300円/件	・戸籍の附票の写しの交付 300円/件	・戸籍の附票の写しの交付 300円/件	
	・受理証明 350円/通	・受理証明 350円/通	・受理証明 350円/通	・受理証明 350円/通	・受理証明 350円/通	・受理証明 350円/通	
	・受理証明(上質紙使用) 1,400円/通	・受理証明(上質紙使用) 1,400円/通	・受理証明(上質紙使用) 1,400円/通	・受理証明(上質紙使用) 1,400円/通	・受理証明(上質紙使用) 1,400円/通	・受理証明(上質紙使用) 1,400円/通	
	・届書その他書類の閲覧 350円/件	・届書その他書類の閲覧 350円/件	・届書その他書類の閲覧 350円/件	・届書その他書類の閲覧 350円/件	・届書その他書類の閲覧 350円/件	・届書その他書類の閲覧 350円/件	
	・住民票の写しの交付 300円/件	・住民票の写しの交付 300円/件	・住民票の写しの交付(抄本) 300円/件 (謄本) 400円/件	・住民票の写しの交付 300円/件	・住民票の写しの交付 300円/件	・住民票の写しの交付 300円/件	
	・住民基本台帳カードの交付・再交付 500円/件	・住民基本台帳カードの交付・再交付 500円/件	・住民基本台帳カードの交付・再交付 500円/件	・住民基本台帳カードの交付・再交付 500円/件	・住民基本台帳カードの交付・再交付 500円/件	・住民基本台帳カードの交付・再交付 500円/件	
	・住民票広域交付 300円/件	・住民票広域交付 300円/件	・住民票広域交付 300円/件	・住民票広域交付 300円/件	・住民票広域交付 300円/件	・住民票広域交付 300円/件	
	・住民基本台帳の閲覧 300円/世帯	・住民基本台帳の閲覧(1人1件につき)300円 ただし一件増すごとに50円を加える	・住民票に関する閲覧 300円/件	・住民票に関する閲覧 300円/件	・住民票の閲覧 300円/件 ・公文書の閲覧 300円/30分	・住民票の閲覧 300円/件 ・公文書の閲覧 300円/30分	
	・住民票記載事項証明 300円/件	・住民票記載事項証明 300円/件	・住民票記載事項証明 300円/件	・住民票記載事項証明 300円/件	・住民票記載事項証明 300円/件	・住民票記載事項証明 300円/件	
	・身分証明 300円/件	・身分証明 300円/件	・身分証明 300円/件	・身分、氏名、年齢に関する証明 300円/件	・身分証明 300円/件	・身分証明 300円/件	

【課題】
住民票の写しを一律300円とした場合、平成14年度実績16,500円の収入減となる。
(参考：H14実績)
小野上村謄本交付件数 165件

【課題】
住民票の閲覧については、市町村により徴収方法に差異がある(世帯当たり、1件当たり、時間当たりの手数料)ので、合併時まで統一する必要がある。

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	17	使用料、手数料等の取扱いに関すること		関係項目			調整理由・課題												
現				況			調整理由・課題												
項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村													
手数料関係 〔住民部会〕	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑登録証交付・再交付 200円/件 印鑑登録証明書の交付 300円/件 外国人登録原票記載事項証明書の交付 300円/件 自動車の臨時運行許可 750円/両 犬の登録 3,000円/頭 狂犬病予防注射済票交付 550円/件 犬の鑑札の再交付 1,600円/頭 狂犬病予防注射済票の再交付 340円/件 	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑登録証交付、再交付 300円/件 印鑑登録証明書の交付 300円/件 外国人登録原票記載事項証明書の交付 300円/件 犬の登録 3,000円/頭 狂犬病予防注射済票交付 550円/件 犬の鑑札の再交付 1,600円/頭 狂犬病予防注射済票の再交付 340円/件 	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑登録証の交付 300円/件 印鑑登録証明書の交付 300円/件 外国人登録原票記載事項証明書の交付 300円/件 犬の登録 3,000円/頭 狂犬病予防注射済票交付 550円/件 犬の鑑札の再交付 1,600円/件 狂犬病予防注射済票の再交付 340円/件 	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑登録証の交付 300円/件 印鑑登録証明書の交付 300円/件 外国人登録原票記載事項証明書の交付 300円/件 自動車の臨時運行許可(税務課) 750円/件 犬の登録 3,000円/頭 狂犬病予防注射済票交付 550円/件 犬の鑑札の再交付 1,600円/件 狂犬病予防注射済票の再交付 340円/件 	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑登録証の交付 300円/件 印鑑登録証明書の交付 300円/件 外国人登録原票記載事項証明書の交付 300円/件 犬の登録 3,000円/頭 狂犬病予防注射済票交付 550円/件 犬の鑑札の再交付 1,600円/件 狂犬病予防注射済票の再交付 340円/頭 	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑登録証の交付 300円/件 印鑑登録証明書の交付 300円/件 外国人登録原票記載事項証明書の交付 300円/件 犬の登録 3,000円/頭 狂犬病予防注射済票交付 550円/件 犬の鑑札の再交付 1,600円/件 狂犬病予防注射済票の再交付 340円/件 		<p>【課題】 印鑑登録証交付・再交付手数料を渋川市の例とした場合、平成14年度実績で144,200円の収入減となる。 (参考：H14実績)</p> <table border="1"> <tr><td>伊香保町</td><td>195件</td></tr> <tr><td>小野上村</td><td>78件</td></tr> <tr><td>子持村</td><td>358件</td></tr> <tr><td>赤城村</td><td>440件</td></tr> <tr><td>北橋村</td><td>371件</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,442件</td></tr> </table>	伊香保町	195件	小野上村	78件	子持村	358件	赤城村	440件	北橋村	371件	合計
伊香保町	195件																		
小野上村	78件																		
子持村	358件																		
赤城村	440件																		
北橋村	371件																		
合計	1,442件																		
		<ul style="list-style-type: none"> 町有墓地 墓地の区画は、1世帯に1区画とする。全5箇所あり、永代使用料はそれぞれ異なる。 (1㎡あたり) 旧墓地 22,000円 新墓地 25,000円 第1分区 一等級 30,000円 二等級 28,000円 三等級 26,000円 第2分区 一等級 46,000円 二等級 41,000円 第3分区 一等級 88,000円 二等級 86,000円 																	
〔産業経済部会〕	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣飼養許可証交付・更新・再交付 3,400円/通 温泉小売販売業者登録証の交付(1件につき) 300円 	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣飼養許可証交付・更新・再交付 3,400円/件 	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣飼養許可証交付・更新・再交付 3,400円/通 	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣飼養許可証交付・更新・再交付 3,400円/件 	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣飼育許可証交付・更新・再交付 3,400円/件 	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣飼養許可証交付・更新・再交付 3,400円/件 													

協議項目	17 使用料、手数料等の取扱いに関すること	関係項目		
現		況		
		調整理由・課題		
<p>「使用料・手数料の取扱い」として協議するもの</p> <p>「使用料」 ・公の施設の使用料。 ただし、公共物使用料、道路占用料、上下水道・簡易水道の使用料、農業集落排水施設の使用料、公営住宅等の使用料については、各種事業の取扱いにおいて協議する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>〔関係法令〕 地方自治法〔抜粋〕 (手数料) 第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。 (分担金等に関する規則及び罰則) 第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務(以下本項において「標準事務」という。)について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。</p> </div>		<p>「手数料」 ・窓口サービス関係、各種許可、検査等の手数料。 ただし、水道関係手数料、一般廃棄物処理手数料等は、各種事業の取扱いにおいて協議する。</p>	<p>(使用料) 第235条 普通地方公共団体は、第238条の4第4項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。 (行政財産の管理及び処分) 第238条の4 行政財産は、次項に定めるものを除くほか、これを貸し付け交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。 第2項、第3項省略 4 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。 第5項、第6項省略。</p>	
2 先進地事例				
<p style="text-align: center;">西 東 京 市</p> <p>施設使用料については、現行のとおりとする。ただし、学校施設使用料及び公園使用(占用)料については、田無市の例による。 事務手数料については、現行単価を基準として統一を図る。 保育料については、負担の軽減を図る方向で調整する。 学童クラブ育成料については、田無市の例により調整する。 学童クラブ間食費については、田無市の例により調整する。 清掃手数料については、原則田無市の例により調整する。 一般廃棄物処理業の許可手数料については、同一のため、現行のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">さいたま市</p> <p>1 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。また、必要に応じて緩和措置を講ずるものとする。 2 手数料については、3市におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">さぬき市</p> <p>使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。ただし、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について、新市において引き続き検討する。</p>		
<p style="text-align: center;">宗 像 市</p> <p>使用料・手数料等については、受益者負担のあり方、負担の公平性、あるいは財政状況を勘案しながら、項目別に調整を図るものとする。 1 2市町における同一又は、同種の使用料、手数料等については、統一するものとし、新市の発足前に事前調整を行う 2 2市町における独自の使用料、手数料等については、他の使用料、手数料等との関係を検討しながら、適切な負担を検討する。</p>	<p style="text-align: center;">ひたちなか市</p> <p>1 使用料については、当分の間現行のとおりとする。なお、2市間で同一または類似する施設の使用料については、可能な限り統一に努めるものとする。 2 手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに、「負担公平性の原則」により、可能な限り統一に努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">山 県 市</p> <p>・ 使用料にだいては、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。また、必要に応じて緩和措置を講ずるものとする。 ・ 手数料については、3町村におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一に努めるものとする。</p>		